

教育民生常任委員会
予算常任委員会教育民生分科会

(平成24年12月12日)

樋口博己委員長

おはようございます。

それでは、定刻前でございますが、ただいまより教育民生常任委員会を開催をさせていただきますと思います。

まず、あす予備日となっておりますが、あすも審査をいただくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

審査順序でございますが、まず請願を審査させていただきますして、福祉部、そして健康部、あすの10時から市立四日市病院ということで、これはあす10時固定で願ひしたいと思ひます。その後、教育委員会という順番でさせていただきますと思ひます。

なお、きょうの午後、福祉部の審査が継続となりましたら、すいません、福祉部の児童福祉費のうち家庭児童相談費につきましては、健康部についても出席を求めて審査を行う予定でございますので、採決におきましては、まず家庭児童相談経費を除いた部分で採決をとらせていただひいて、後ほど、この家庭児童相談経費部分だけを諮るといふ順番でさせていただきますと思ひますので、よろしく願ひしたいと思ひます。

請願第7号 市立あけぼの学園における診療所設置と医療機能の充実について

樋口博己委員長

それでは、請願の審査に入りたいと思ひます。

請願第7号市立あけぼの学園における診療所設置と医療機能の充実について審査をさせていただきますと思ひます。

それでは、請願者がお見えになっておりますので、どうぞ請願席まで移動ください。なお、傍聴者の方もお見えになっておりますので、よろしく願ひしたいと思ひます。

それでは、請願第7号市立あけぼの学園における診療所設置と医療機能の充実について、審査をしたいと思ひます。では、請願文書の朗読を事務局に求めたいと思ひます。

(事務局朗読)

樋口博己委員長

請願内容は以上のとおりでございます。

それでは、請願者から請願の趣旨について意見陳述をしていただきますので、お名前を述べていただいて意見陳述をよろしくお願いしたいと思います。どうぞお願いいたします。

請願者（佐藤良幸）

佐藤良幸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は平成12年、13年に市立あけぼの学園のほうに在園しておりました子供の保護者であります。親子でその当時通っておりまして、その当時も困っていた診療所の設置、医療体制の充実についてお願いしたくきょうは参りました。

子供の様子が心配で、医療機関にかかるということは日常誰でもがあることなのですが、発達に心配のある子供たちにとって、病院にかかろうというときに、今、請願のほうで読み上げていただいたような形で、あすなる学園であれば3カ月程度、あるいは肢体不自由のお子さんのみのリハビリテーションセンターであれば、同じように2カ月から3カ月といったような形での待機が余儀なくされております。

私たちのほうは、1歳半健診であったり3歳児健診であったりという市のシステムの中で、子供たちにとっては最初に、発達が心配であることを見つけていただいて、そこから適切な医療機関にかかるようにということで、家庭児童相談室であったり、児童相談所のほうからあすなる学園であったり医療機関を紹介されるわけですが、そのような形でなかなか時間がかかるということが日常的に続いております。

現在は初診におけるまでにすごく長い時間がかかるがために、親は精神的な負担というのはその間ずっとかかるわけです。翌日受けられれば不安もすぐ先生からも解説いただいたりということができるわけですけれども、3カ月以上も待たされるということで、非常に精神的なところで苦しい思いを続けております。

また、この期間においてはなかなか情報が得られないということで、私自身もそうですが、本であったりインターネットで調べていろいろな不安を解消するための情報を得るわけですけれども、かえって情報を得ることによって不安も増大していくということで、非常に不安な日を覚えております。

また、診察が決まって実際にそういった診療所に通い始めても、30km以上離れたところに1時間以上かけて通院するということが続いております。皆さんが困っておられるのは、

体の不自由なお子さんであれば、体の不自由なまま長距離を移動しますので、もちろん体の心肺機能に不測の状態が生じて移動中に車をとめて、体調の管理を確認したりとか、あるいは知的障害のお子さんであると、じっとしてられないということがあったりして、車から飛び出すというようなおそれもあったり、あるいはシートベルトにじっとしてられないというような形で、安全確保を気にしながら常時バックミラーをのぞいていても、後ろの車をのぞいているわけではなくて、我が子の様子を適宜見ながらすごく注意しながら移動しておるといのが実情であります。そういった不安も持ちながら長距離を移動して、子供たちももちろん親は心配しているのももちろんそうなのですが、子供自身が非常に大変であるということが実情であります。

また、そういった形で先生に受診をしていただいてから、必要な治療としての訓練の指示を受けるわけですけれども、訓練において例えば毎週1回先生のほうに来ていただいて、リハビリをしましょうというような計画を提示されるわけですけれども、そのような計画を指示されたところで、私たちが診察に行く1回でもそのような形で大変な状況になっている中で、毎週なかなか連れていくということが非常に負担であるということもお母さんやお父さん方の同じような共通した思いになっております。

また、体の状態に合わせて、体の不自由なお子さんであれば、例えば補装具という形で、体に必要な体型に合わせたものをつくっていただくことがあるわけなんですけれども、子供さんは成長に伴っていろいろ大きさも変えたりとか、形も変えたりする必要がありますので、補装具の調整をするがために、毎回何回もその病院のほうまで通院しなければいけないと。それも近くの病院になかなかその指示をしていただけないところがなく、遠方まで通わなければならないということが続いております。

また、こういった状態ということ自分たちだけがということではなくて、実はあけぼの学園に行っているお子さんは、発達障害を持つお子さんや肢体不自由のお子さんの中の一部でありまして、それ以外の発達に気がかりなお子さんたちはまだまだ受診されずにそのまま置かれているというふうな実情もありまして、そのお子さんたちもなかなかその遠方の医療機関に診察に出向くというふうな形のことを踏み入れないでおられる方もたくさんおられます。

そういったお子さんたちにとっては、またその後において不登校であったり、不適應であるというふうな形での二次障害というものはたくさん起きてまいりまして、お母さんたちの悩みの種になっておりますし、お子さん自身がとても苦しんでおられます。そのよう

な状態を解消するためにおいても一日も早い医療体制の確保というものに関して、体制を整えていただくとともに訓練というふうなものに関して、子供たちに必要な時期に、必要なだけの訓練を受けられるようにぜひこの体制の改善の中で確保いただけたらありがたいと思っております。

私がここにそういう専門医師のほうの体制を確保してほしいという話を持ってきたときに、よくこれはちょっと話が外れるかもしれませんが、専門の医師はなかなかどこでも確保はできないんだということを言われました。でも、私、いろいろ調べましたら、伊賀市であったり名張市であったり、あるいは亀山市というところにおいては、医師は足りないというふうなことにに関して、そうした形で福祉の関係ではなくて医療に関しての寄附講座というものを開催して、医師の確保をするということに取り組んでいただいている自治体もございます。

特に調べました中では、名張市においては平成23年に関西の医科大学との連携で寄附講座を置いて、小児の発達外来を開設したということもありまして、そういったこともお聞きしますと、なぜ四日市のほうでこういったことを行っていないんだろうかということ非常にまた寂しく思いますし、ぜひ困っておられる方もたくさんおられますので、そういった方たちに何らかの形をご準備いただきながら、医師の確保といったことに関して、お助けをいただけないだろうかというふうなことを思っております。

繰り返しのお話が多かったですけれども、私自身は先生に出会ったりとか訓練士の先生たちに助けていただいて、非常に今は幸せな思いでいるんですが、やっぱり今、あけぼの学園に通っているお子さんであったり、これから今、心配な困りごとを抱えるお母さんにとって、同じように何カ月も待たせるということこれからずっと続けていくのかということ考えると、とても胸が苦しい思いでありまして、私は卒園児の中の1人の家族ですが、今、月に2回ほどあけぼの学園のほうにもボランティアで行っておりまして、同じような思いの声を保護者の方からたびたび聞きます。こういったことに関してぜひこの四日市市においても、医療体制の充実ということを図っていただきたく、きょうはお願いに参りました。よろしく願いいたします。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、請願者から意見陳述をいただきましたので、請願者に対しまして質疑があれ

ばお願いしたいと思います。また、この請願者への質疑は請願趣旨についての、この意見陳述に対して不明瞭な点をたずねる程度ということをお願いしたいと思います。

それでは、ご質疑がございます方は挙手にて。

山口智也委員

本日はお疲れさまです。

お話を聞いてまして本当に長年の間、大変な思いをされてきたなというふうに改めて思っております。初診に3カ月以上かかるとか、また、津のあすなろまで通わなければいけないというお話でございますけれども、お話の中にもありましたけれども、津までの30kmの道のりに耐えられずに、その診療を諦めるというケースも聞いたことがあるんですけれども、そのあたりを詳しく教えていただければと思います。

請願者（佐藤良幸）

診療を諦めるというふうな形のケースに関しては、例えばどんなことがあるか。子供の体調が悪くなるというふうな形が頻繁に起こるということにおいて、本来、近くであればそういったことがすぐ変更ができたか、近くで見えていただくということで、移動に関しても、子供に負担がかからず診察が延びずに済んだりというふうなことで、お母さんたちも何とか家族で協力できるというふうなことがあったりします。

また、移動距離の途中で、例えば心肺機能が悪い方にとっては途中で酸素状態が悪くなって、車をとめてもう一度そういう酸素管理をしなければいけないというようなことがあったり、途中で医療的なことですから発作的な状態が起きてしまって、なかなか移動が怖いということで、診察を諦めてしまったりということをつい私も聞きますし、私自身の子供に関しても、実は23号線を走らせているとき、時速40km程度のスピードで走っていても、車の助手席をばんとあけられて、子供を落としそうになったという経験を私自身もしております。そういったお子さんの移動に対して非常に心配事を持っているお母さんにとって、そこまで通院するのをどうやというふうなことを考えたときに、なかなかそれはそこまではするよりも、私が何とか辛抱したらいいんやわというところで我慢されるお母さんたちも多いというふうに聞きます。

山口智也委員

あともう一つお聞きしたいんですけれども、二つ目の内容のPT・OTの件ですけれども、あけぼののそういったPT・OTのサービスのレベルが低いとは思いませんけれども、やはり医療医師からの指示のもとではないというところ辺の不満というのは、その保護者の皆さんの中で大分声は多いわけですか。

請願者（佐藤良幸）

佐藤です。

医師の指示に基づくりハビリというのが、今、あすなる学園であれば週1回という形で通院を始めると、リハビリの処方箋で毎週集団の訓練であったり、個別の訓練であったりということで通うわけですけれども、同時に福祉の訓練があけぼの学園で行われていて、レベルが何か大きな差があるというふうには感じないんですが、一つ、子供を育てるといふ形でのこと、普通に考えると通常、体の体調が悪いことに沿って、どのような訓練が必要であって、どのようなメニューで訓練をするのかということをおぼろげに私達は高齢者のリハビリであったら、例えばそういうことで取り組みますし、お子さんにとっても必要な訓練は、例えば先生のオーダーでしていただくということは望みであります。

また、こういった訓練に関して、親はなかなか実際あすなる学園に毎週1回連れていくのは大変だからということはもちろんありますけれども、実は訓練に関してはたくさん受けたいという思いはあるんです。その中であけぼの学園の訓練が不満ということではないんですが、福祉訓練というふうな形で必要に応じた訓練ではなくて、保護者が都合がいいときに訓練のあいているコマのところに予約を入れさせていただくということは、私自身も経験しておりまして、今もその体制ではあります。そういった形になりますので、子供の支援に沿った訓練をとっていただくわけではなくて、あいているコマに入っていくということで、実は子供にとったら今、伸ばしてあげたい力というものがそのような状態で本当に大丈夫なんだろうか。

後になれば後になるほどどんどん後悔の念が募ってまいりますので、必要な訓練を受けられる体制ということはよく言われることですが、やっぱり保険診療というふうな形でしっかりとアセスメントを受けた上での訓練というものをきちんと実施されると、本当に保護者としてはありがたいと思っております。

日置記平委員

佐藤さんが言ったんですが、私、何もわからないのでごめんなさいね。あけぼの学園を担当してくださるドクターは、専属ですか、それともどこかの総合病院に勤めてみえて、あけぼのも担当しているところか、その辺のところはどんなふうですか。

請願者（佐藤良幸）

小児科の先生であったりとか、どこかの病院に所属しているという形ではなくて、ここだとヘルスプラザのほうで登録されている先生のほうで診察、相談を受けるというふうなことがあったり、あるいは通常、嘱託という形であけぼの学園の場合だと、地域の診療科の先生が来られて、健診のような形で支援を受けることがありますけれども、実際に小児の発達の専門家の医師があけぼの学園に長年置かれていたかというふうになると、小児科と精神科の両方のジャンルに強い先生がおられるといいんですけども、実際のところ、あけぼの学園においては精神科を経験された先生がこれまで配置をされてこなかったというふうには聞いております。

土井数馬委員

これ、大事な問題なんですけれども、あけぼの学園はもう30年ぐらいたちますよね。その間、こういう本当に大変な思いをされているんですけども、実際にこういう働きかけとかそういうのはなかったですか、請願のような形はこれまでなかったんでしょうかね。僕はちょっと記憶がないもので。

請願者（佐藤良幸）

私の先輩方の保護者が三重県議会に請願という形でお願いをはかったことがあるそうです。それは例えばあすなる学園にあるような機能を四日市市に置いてくれというようなことを請願しましたが、それが実現しなかったと聞いております。随分、20年近い前というふうには聞いております。

土井数馬委員

平成24年度にあけぼの学園への診療所が設置されるというこの機会を大事に思われたと思うんですけども、ゆくゆく県地区のほうへ移るんですけども、その前に診療所が設置されるのであれば、ちょっとここのさっき山口委員も聞いておりましたけど、診療じゃ

なしに相談というふうな形だったわけですか、お医者さんがたまに来て診てもらうのも。今度は健康保険の利用ができるというのはちょっとようわからんのです。今までは別にそういうのは要らなかったわけですか。その辺ちょっとようわからんのですけれども。

樋口博己委員長

そうしたら、この点はあけぼの学園長のほうで補足説明という形でしていただけますか。

三井あけぼの学園長

あけぼの学園の三井と申します。よろしく願いいたします。

あけぼの学園において医師の相談というのが従来、嘱託医師を配置するというところで行ってまいりました。嘱託医師につきましては一応、整形、小児科、歯科、この3人の方を従来お願いしておったわけでございますけれども、平成24年度より三重大大学の協力をいただきまして、嘱託医として精神科の医師を派遣していただいております。これらの先生については保険適用ということではなくて、あくまでも健康相談の一環または健康診断の一環ということで来ていただいております。

以上でございます。

土井数馬委員

これを機に健康保険で診療までできるような診療所にしていきたいというふうな考えだと思いますので、ぜひ私のほうも願うところでございます。

以上。

石川勝彦委員

請願者の趣旨はよくわかりました。早急にというふうに一番最後の行にありますけれども、現在のところ医療、福祉の連携という最後のところの請願事項にもありますが、それぞれどこまで現実とかなり飛躍というか、行政として頑張らなくちゃならない部分がありますが、どこまで可能あるいは確保できるとお考えですか。

樋口博己委員長

これは請願者のほうですね。佐藤さんに。

石川勝彦委員

とりあえず請願者に。

請願者（佐藤良幸）

私は三重県内でも名張でも小児の精神のお医者さんが確保されているということを考えると、四日市であれば例えば名古屋のほうであったりとか、そういった形のところから医師を派遣していただいたり、あるいはここ四日市にも市立四日市病院という大変すばらしい病院がありますので、そういったところから病院の先生も派遣していただいたりという形で、四日市も随分医療でたくさんの輪がありますので、実現するのではないかと。これはどうしても無理な話ではなくて、希望すれば、声を上げれば、あとは財源的なところは私はちょっとわからないですけれども、そういう点、例えば本来は病院であれば診療報酬がもうちょっとこういう、診察にお金がつくということであれば、たくさんやる先生もおられるかもしれないですけれども、ある程度、しっかりした財源を明示して病院と交渉したりとかすれば実現するのではないかというふうに保護者としては考えております。

石川勝彦委員

それで段階的に充実していくということに大きな期待を持っておるといふふうに捉えさせていただいてよろしいですか。

請願者（佐藤良幸）

段階的にというふうな形においては、例えば毎日診察ということももちろん希望するわけですが、その対象者として今、私たちのように診察を確保されている方ではなくて、初診が今、困っておられるお母さんたちが同じように3カ月続くということが、私はとても大変なことであるということで、まずそこを段階的にということではなくて、まず初診であれば必ず受けられるんだ。1カ月であれば必ず受けられるという形で、その日のうちに相談に行って、ある程度、目先のつくところで診察を受けられるんだということの体制を望んでおります。

石川勝彦委員

これ、今の話を受けて、福祉部長。

樋口博己委員長

後ほど理事者に対しては議論をお願いできればと思います。

石川勝彦委員

そうですか。行政に精いっぱい努力をしていただくことによって、ぜひとも実現をさせてあげたいと、そういうような思いで私は終わります。

豊田政典委員

請願事項の1番で一つだけ確認したいんですが、3行目に「負担の軽減」とありますよね。これはその1行目からの何々を行いとイコールなのか、それとも例えば診療費の負担軽減という意味なのか、どちらですか。

請願者（佐藤良幸）

負担軽減ということは、子供の体の負担の軽減、親の負担軽減ということがあるんですけど、先ほどおっしゃられたような形でお金の負担軽減ということもゼロではないんです。というのは今、あけぼの学園の福祉訓練というものが週1回通っているお子さんとか、我々のようなOBの訓練においては1回500円というお金を払う訓練を受けております。そうすると実費の負担になりますので、医療保険ですと例えば身体障害者の医療費助成というものがあると、立てかえ払いで後に戻ってくるということがあるんですけども、受ければ受けるほど出費があるということで、経済的な負担ということであれば適正な負担が必要というふうな形で負担軽減するというのは、医療においてきちんとした評価において負担軽減をできるものはしていくということで、先ほど書かれている中身においては、もちろん経済的なところも含めた思いで、ちょっと文章足らずで申しわけなかったんですけども、そのようなことです。

豊田政典委員

そうすると別に特に在園児については、特別料金という意味ではないんですよ。特別割引みたいなことを言っているわけではなくて、医療制度にのっとったやり方にしてくれ

と、そんな意味でいいですか。

請願者（佐藤良幸）

そのような形の趣旨です。

樋口博己委員長

他の委員の皆様はよろしいですか。

日置記平委員

あけぼの学園の理事さんは来てないんだな。

樋口博己委員長

来ております。

日置記平委員

質問してよろしいですか。

樋口博己委員長

後ほど請願者の趣旨説明の後、後ほど理事者のほうで。

日置記平委員

理事者はきょうは……。

樋口博己委員長

あけぼの学園の園長に。

日置記平委員

園長に質問していいかな。

樋口博己委員長

請願者の趣旨の質疑が終わってから後ほどお願いできればと思います。

日置記平委員

残ってもらう。

樋口博己委員長

はい、おります。よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、これで請願者への質疑を終わらせていただきたいと思いますので、請願者の佐藤さん、ありがとうございました。ご苦労さまでした。傍聴席にお戻りください。

それではまず、理事者のほうから補足説明がありましたら、お願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、すいません。先ほどの理事者への質疑がございましたので、石川委員のほうからお願いします。

石川勝彦委員

先ほど請願者のほうからの説明を受けて、行政に精いっぱい努力をしていただかなくちゃならんわけなのですが、ここまで初診云々という重いお話がありましたけれども、段階的じゃなくて初診にということでお話がありましたが、医療、福祉の連携ということですけども、医療、福祉それぞれどういうところまで可能性として考えられるのか、その辺のことについて現在の状況で、あるいは可能性を見越した形で行政の考え方を聞かせていただきたいと思います。部長。

市川福祉部長

あけぼの学園の診療所の件につきましては、この前の議員説明会のときに伊藤修一議員のほうからも資料の要求等ありまして、現状、あけぼの学園の診療所の整備についてどのような状況になっているかということで、この前、議員の皆様にもその資料を配付させて

いただいたところでございます。

現状、今の診療所の工事に12月からかかる予定でございまして、工事の終了予定は2月中ということになっております。そして、診療所の開設に向けて、診療所を開設することにつきましては、保健所の管轄になっておりますので、保健所のほうで診療所開設の許可はいただける見込みでございます。

また、診療所開設と同時に健康保険を利用できる、保険の医療機関としての指定を受けるためには東海北陸厚生局のほうにお願いをすることになります。この場合、いろいろと条件がございまして、保険診療をしていただくためには施設内診療所ではいけないということなんです。独立した入り口で学園の子以外の子にも門戸を開く、つまり地域の方が例えばこの診療所を求めてお見えになったときには診療をしなければいけないとかいろいろ条件がございまして、そういったことがありながらも、うちとしては保険の指定を目指しまして、東海北陸厚生局のほうには申請をしていく予定でございまして。

さきに佐藤さんのほうからお願いがございました児童精神科の医師につきまして、これは日本全国非常に不足しているということが問題になっております。いろいろな方法で確保、例えばあけぼの学園だけではなくて、県がやっております、先ほど出ておりますあすなる学園につきましても、医師が非常に不足しているというふうに聞いておりますし、ほかに市立四日市病院も小児科医が非常に不足しているというふうに聞いております。

かなり確保については努力が必要というふうに考えておりますが、今のところ三重大学病院の先生に嘱託医として来ていただいておりますので、そちらのルートからお願いする。そしてあと、名古屋大学のほうにも働きかけを行っておりますし、それからあと、市立四日市病院の医局を通じてお願いをしたりとか、あらゆるつてをたどって、こちらのほうは小児精神のお医者様の確保に向けて努力をしたいというふうに考えております。実際にもう既にいろいろと動いております。

先ほど寄附講座の件がございました。名張市の場合は寄附講座で診療しているお子さんが3歳以上ということになってございまして、四日市の場合はもう少し低年齢児が必要なのかなというふうに考えております。名古屋大学のほうに寄附講座のお話を聞きましたところ、寄附講座といいますのは大体お医者様を1人派遣していただくのに2人分のお医者さんの人件費を負担して、派遣をいただくと。大体年間3000万円以上の予算が必要ということになっております。

そういった経費につきまして、福祉部単独ではちょっと判断ができないところでもあり、

また、名古屋大学についてはいろいろなところからの要請もあるし、名古屋大学の医局自体に人員の不足もあるということで、すぐに実現するかどうか難しいところがあるんですけども、私自身もあけぼの学園の保護者の方との懇談会、それから、あけぼの学園OBの方とも話し合い、実際にお声を聞いて政策判断をしていきたいと思ひまして、今年度もあけぼの学園の保護者の方、OBの方とも意見交換をしております。精いっぱい努力をさせていただきたいというふうに考えております。

最後に、医療に基づいたリハビリ、PT・OT・STの訓練を受けたいというお申し出なんですけれども、これにつきましては、東海北陸厚生局のほうから福祉施設内で行う訓練というのは、医療対象にならないというふうにお答えをいただいております。ですので、もし医療で行おうと思ひますと、医療機関に付属した訓練室が必要になり、医療機関に所属している訓練士が必要になってまいりますので、こちらのほうにつきましては現行のあけぼの学園のスペースでは確保は難しいですし、また、訓練士も医療に携わる者、福祉に携わる者両方を雇用しなければならないということになりまして、現状、あけぼの学園に年間3億ほどの費用がかかっておりますが、それ以上に医療対応の訓練士を確保していくのは現状ではちょっと困難であるというふうに考えております。

以上です。

石川勝彦委員

かなりハードルの高いような部分もありますが、医師の不足という問題もあって、理想に向けて進むということには大変難しいところがありますけれども、今のお話をお聞きしておいて、前向きな努力が期待できるように思ひます。そういう意味から、期待をできるようなお答えであったというふうなことで私は理解をさせていただいて、この請願について積極的な努力を期待して終わります。

日置記平委員

なかなか奥が深く、幅の広い問題でもありますので、私が瞬間的に感じたのは、佐藤さん、ちょっとあなたに焦点じゃなくてあけぼの学園の園長さんにお尋ねをすべきことだったかと思うんですが、それは今、部長もちょっと話をしてもらったんだけど、例えば県立の津の施設はこの問題で四日市の皆さん方が行ってみえるわけです。それが大変困難だということです。そうすると県は専属でいるのか、県も委託でしているのかということのほ

うは、どなたが一番ご存じですか。

市川福祉部長

県は三重県下全体に責任を負うということで、あすなる学園とそれから肢体不自由については、草の実学園というのを持っております。ただ、三重県は南北に長いということがございまして、どうしても津にありますと、北勢の子供にとっては非常に常に困難が生じるというのがあります。私どもの思いといたしましては、先ほど佐藤さんのほうからも県のほうに請願を行ったというふうにおっしゃっていただきましたが、もう少し北勢圏、四日市市だけでなく桑名市の子供も困っている、いなべのほうも同じであると。北勢圏に分院をつくっていただけないかなという思いは強くございます。

というのは、1市でなかなかこういった総合的なセンターを持っていくのは、財政的にも苦しいですし、同じように北勢圏の子が困っているということを考えますと、四日市市だけでなく、やはり北勢の子供全体のことを三重県にもう少しお考えいただけないかなという気持ちとしてはございます。

日置記平委員

僕が尋ねたのは、ドクターが専属か嘱託か委託かと聞いたんや。

市川福祉部長

あすなると草の実については専属でございます。

日置記平委員

専属が一番いいでしょうね。家族の方にとってはそれが一番いいと思うんだけど、いずれにしても現状の問題点をしっかりと認識して、できるだけそれに近い線でいくと第1ステップとしてどうするのが一番いいかということです。一遍には解決できないような状況の中にあるようですので、我々もできるだけ熱い気持ちを持ってお手伝いできればというふうに思います。ありがとうございます。概況はわかりました。

山口智也委員

今年度中に開設予定の診療所、小児科医でスタートするわけです。来年度中に保険適用

の医療機関の指定を目指すということです。それまでは医師は診療で健康相談のみということになるわけですね。言い方は悪いんですけども、形だけの診療所になっては絶対いけないというふうに思っています。来年度中には保険のきく医療機関の指定を目指すということなんですけれども、児童精神科医、専門医の確保は本当に難しいことだというふうには承知しておりますけれども、何としても実現するんだというその腹積もりは行政側にあるのかどうかということをお聞きしたいのと、あと、これはお金の問題になってきますので、来年度予算として寄附講座も含めて専門家医の確保の部分も予算に当然入れていくべきやというふうに思うんですけども、そこら辺の明確なお答えができればお願いしたいと思います。

三井あけぼの学園長

あけぼの学園の三井でございます。よろしくお願いいたします。

児童精神科医の確保につきましては、今後、福祉部また庁内全体を挙げまして努力をしていきたいというふうに考えております。なるべく早く児童精神科医を確保させていただきまして、その上で診療開始というような形へ持っていきたいというふうに考えております。また、25年度予算につきましては、今、予算要求の段階でございますけれども、診察をしていただく児童精神科医の報酬費を予算要求させていただいているところでございます。

山口智也委員

何らかの形でぜひとも予算化をしていただきたいというふうに要望させていただきます。以上です。

豊田政典委員

まだ理解が追いついてないところがあるんですけど、請願の1と2と分けてお聞きしますが、1のうちの小児科については準備をしているということでしたね。児童精神科医については努力してなるべく持ってくる。それ以外、整形外科とかリハビリテーション科は書いてありませんが、これと市の構想というか準備とどう違うのか、可能性はどうかかというところ、わかりやすく教えてください。

市川福祉部長

ここでは精神、整形、リハビリテーション科ということで請願をいただいておりますけれども、実質的に整形、リハビリテーション科につきましてはレントゲン機器であったりとか、非常に機器がたくさん必要になってまいります。今のところ現状のあけぼの学園の診療所の中にそのようなレントゲン室とかを設置することは困難でありますし、現状、整形、リハビリテーション科につきましては、無理だというふうに考えております。

豊田政典委員

無理やというのは場所が無理なのか、予算的に無理なのか、スタッフが無理なのか、人間が無理なのか、どういう理由ですか。

市川福祉部長

スペース的に無理というふうに判断をしております。

豊田政典委員

それと2番でお聞きしようと思ったのは、さっき説明があったようにスペースが無理だ、スタッフが難しいという話でしたね。乗り越えられない無理さなんですか。もうちょっと聞くと、移転したとして、移転後の可能性についてはどうなんですか。スペース。

市川福祉部長

こちらについては議会の皆様ともいろいろ議論をしていかなければいけないと思いますが、あけぼの学園はそもそも知的障害者の通園施設としてスタートしております。今回の児童福祉法の改正で福祉型の児童発達支援センターになっております。スペースの問題についても福祉型の今、療育をしておるわけですがけれども、その倍の人員の確保ができるかどうかということを考えますと、ここでどうかという見通しは私にとってもつけづらいところがございます。財政的に倍以上の、スペースについては新しく今度移転するときができるのかもわかりませんが、この予算的にはちょっとどうかと、ちょっと判断つきかねるところでございます。

すいません、お答えになっておりませんが。

豊田政典委員

スペースはこの移転後もはっきりしていないので、移転後になると。それから、あいてくるのは確かでしょうね、何に使うは決まってないけど。今、聞く前に答えてもらった財政的とかスタッフのことで随分課題が多いよという答えでいいですか、今の見通しとしては。

市川福祉部長

現状三重県下でも児童発達支援センターを市単独で持っているのは四日市だけでございます。この上に医療機能を1市単独で持てるかということ非常に困難であるというふうに考えております。

豊田政典委員

困難って、理由を聞いてんねん。何で困難と思うてるんですか。

市川福祉部長

財政的に困難であるということでございます。一施設にそれだけが投じられないということなんです。

豊田政典委員

考えはわかりましたけど、請願趣旨を酌んでいきたいなという思いで聞かせていただきました。

小川政人委員

ことしの委員会視察で姫路市に行ってきました。姫路市の総合福祉通園センタールネス花北というところへ行ってきたんだけど、実際、見せてもらってなかなかいいところというか本当にいい施設であって、四日市随分おくれとるなというのが実感で帰ってきたんですよ。今、お金のことも出たんですけど、診療所、これ、来年からなんですよね。だから、少し増築すればできないことは、何もスペース的には今、スペースがないという話になったレントゲン機器とかそういうのをスペース的には考え、今の面積……。

樋口博己委員長

小川委員、マイクをお願いします。

小川政人委員

建築面積をふやさんのかと思うとそうだけど、建築面積さえふやせば増築すれば問題はないのかなというふうに思ってます。さっきの財政的なものですけど、この姫路市の総合福祉通園センターは、平成23年度の収支状況でいくとマイナス2500万円か、収支で2500万円で、その他に53人の正規の正職員がおるわけですよ。53人、1人1000万円として5億3000万円かな。そうすると5億五、六千万円の経費がいくってくるわけです。今、あけぼの学園に3億何ぼという話、約2億円ぐらいふえるということなんですけど、そう難しいことでもないのかなという、部長が頑張ればね。

それでもう一つ聞きたいのは、田中市長が選挙で約束をして中学生の医療費の無料化を言ってきたわけやな。あなたもきのう平成26年か27年、28年をめどにやるということなんですけど、そうするとき政策の優先順位考えると、こちらのほうがいいのか、それとも中学生の無料化をやらざるを得んのかということとどっちなんやろ。

僕やったら発達障害のほうをもっと重点的にやったほうがいいのかと思う。中学生の医療費無料化ってそんなに急に差し迫った問題では僕はないと思うてるもので、その優先順位の考え方、きちっと捉えやんと、こども未来部つくる中で、そういう部分大事なところがあるのかなという思いがあると、やっぱり三重県下で1市単独でやってないという話はこれから通用せんのかなと思って、姫路市に追いついていかな、人口でいくと向こうは50万ぐらいあるんのかな。だから、それは確かに財政も規模も大きいなと思いますけれども、そういう部分で考えていくと、やっていかんと、困っている人がおるわけやから、そこにニーズもあるわけで、特に市立病院からいろいろな請願者の方も言ってみえたように、いろいろな施設もそろってるもんですから、その辺のタイアップの仕方自体も考えると、やはり差し当たってとりあえずスペースの確保をまずやって、医師の確保をやっていくということが大事。

それから、新しいところでは、やっぱりきちっとやるべきかなと思うと。部長、橋北の発達支援センターを中心にて言うけれども、もうそれはやめて、新しいところ、あけぼの学園が越していくところにそういう部分の中心を本部みたいなものをきちんとつくって、そうしてやっていくということがこども未来部の出発に考えてもいいと思う。

僕は請願の趣旨も賛成するものだけど、行政の考え方としてきちんと政策の優先順位をどこに置くかというのは大事なことで、多分、中学生の医療費無料化がどれぐらいの金額か、ちょっと計算しているのかどうか知らんけども、しとったら教えてもらいたいけど、そういうことも総合的に考えやんと、ただ単に小学校まずやったね、中学校までやりますよというのもいいことかもわからんけれども、その部分の予算の使い方というのは、こっちのほうが大事なんかなという気はするんやけど、それはこども未来部どう考えてくれるのか知らんけどな。そこは大事なことやと思うので、ずっといいことやけど、小学校から幼稚園から行って、小学校、中学校無料化していくのもいいことやけど、どこかで抜けている部分の人たちがおるわけやんか、困ってな。そこにちょっと優先順位を考えるべき問題かなというふうに思うてるもんで、また部長、政策会議か何か言うといってください。

樋口博己委員長

部長の考え方はよろしいですか。

中森慎二委員

すいません、ちょっと基本的なことでも理事者の今までの対応についてお伺いしたいんですが、請願者のほうからもその県のある学園、初診であれば3カ月以上待たされているという現実も理事者も現状認識は今までもあったわけですよ。その上で北勢圏でそういう施設の増設というものについて要望してきたようなお話もあったんだけど、具体的にいつどんなふうな形でそれを県に対して陳情していった、行動してきたのかというあたりはどうなんですかね。

市川福祉部長

今も、もちろんなんですよけれども、過去から市長会での要望等でさせていただいております。継続しておりますけれども、県のほうのお返事は余り芳しくないという状態がずっと続いております。

中森慎二委員

じゃ、市長会でどんな文書で出されたのか、また資料でいただけませんか。なぜそうい

うことを言うかということ、四日市を含めた北勢圏があすなる学園というか、北勢圏において必要だという要請を積み重ねていく中において、例えば四日市は新たなものもこれから考えていくわけですけど、そういう県との連携のあり方とか要請のあり方というものの礎になってくるんじゃないかというふうに思う。県からも四日市勝手につくっているわけじゃないかという話ではなくて、そういう役割分担的な話の積み重ねのところもあるので、従来の動きというのも非常に大事なかと、今後の課題として私はあると思っているので、それはぜひお願いしたいと思うのと、私、願意はもうこのままずばりだと思っているので、ただ、行政の取り組み、やる姿勢として第1ステップとして現状のあすなる学園の中でどこまでやれるのかということと、もう一つは新たに県地区のほうに移転したときの体制としてどういうことを考えていくのかという二段構えのところも現実的にはあるんだろうと思うんだけど、この願意の方向に向かって行政が取り組んでいくということは我々もここで認識をしたいと思っているので、その方向でぜひ努力はいただきたいなというふうに思っています。

以上です。

樋口博己委員長

答弁はよろしいですか。

他の委員の皆様。

村山繁生副委員長

単なる要望ですけど、県地区へ移転するとなると倍の6億円ぐらいかかると。いろいろ難しい面はあると思いますが、初めから一施設、それだけお金をつぎ込むのは無理だと諦めないで、本当に必要なところは絶対お金を入れるべきだと思うんで、そのところ部長、ひとつ頑張っていたきたいという要望でございます。

樋口博己委員長

それでは、理事者への質疑はこの程度でおさめさせていただきたいと思います。

それでは、請願の審査におきまして、皆様のご意見では具体的な意見表明があった方、ない方見えますが、請願を採択の方向性だというふうに捉えておりますが、この請願第7号市立あけぼの学園における診療所設置と医療機能の充実については、採択とすることで

ご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ありがとうございます。それでは、採択とさせていただきます。

[以上の経過により、請願第7号 市立あけぼの学園における診療所設置と医療機能の充実について、採決の結果、別段異議なく採択すべきものと決する。]

樋口博己委員長

これで請願審査を終了したいと思います。それでは、請願者の皆様、お疲れさまでした。では、理事者の皆さん、席の移動をお願いします。

それでは、休憩を10分程度とらせていただきたいと思います。11時5分までお願いしたいと思います。

10:58 休憩

11:08 再開

議案第103号 四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の制定について

議案第104号 四日市市指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例の制定について

議案第114号 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第115号 四日市市障害者自立支援施設条例の一部改正について

議案第116号 四日市市障害者福祉センター条例の一部改正について

議案第117号 四日市市障害者介護給付審査会条例の一部改正について

市川福祉部長

今回、教育民生常任委員会のトップバッターでございます福祉部でございます。今回は付託議案6件でございます。それとあと、予算常任委員会の教育民生分科会のほうで補正予算のご審議、それからあと、介護保険の特別会計につきましてもご審議をいただく予定でございます。あわせて児童虐待の案件につきましては、ちょうど教育民生常任委員会の視察中にファクスを送らせていただくということになりまして、非常にそのあたりごたごたいたしまして、申しわけなかったというふうに思っております。今回、健康部とともに、それについては分けてまたご審議をいただくということでございますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

橋本福祉部理事

福祉部理事の橋本でございます。よろしくお願いいたします。

教育民生常任委員会に付託されました議案につきまして、議案一覧表、議案その1、その2、それと提出議案参考資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

議案一覧表3ページ及び7ページから9ページの部分でございますが、議案第103、104号の条例制定2件及び第114から117号の条例の一部改正4件、あわせて6件の議案でございます。

議案第103、104号は地域主権改革一括法に伴いまして、介護保険に关します条例の制定をお願いするものでございます。また、第114号から117号は障害者自立支援法の一部改正に伴いまして、障害福祉に关します条例の一部改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当各課長からそれぞれ説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

樋口博己委員長

何号まで続けて説明いただくんですか。

橋本福祉部理事

まず、第103、104号をご説明させていただきたいと思ひます。

樋口博己委員長

それでは、第103号、104号について説明を求めたいと思ひます。

服部介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課長の服部でございます。よろしくお願いを申し上げます。

今議会におきまして、介護保険関係で2本の条例の制定議案を上程をさせていただいております。2本の内訳は議案第103号四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の制定についてと、議案第104号四日市市指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例の制定でございます。

資料は四日市市議会定例会議案その1の1ページから157ページに掲載しておりますが、何分大量でございますので、概要を提出議案参考資料の1ページと2ページで説明をさせていただきます。

この2本について主な違いはサービスの利用対象者が要介護1から5までの方と、要支援1及び2であることと、一部サービスの種類があるものとないものがあるほかはほぼ同じことでありまして、一括して説明をさせていただきます。

まず、概要の1ページをごらんいただきたいと思います。今回この条例を上程させていただきます背景でございますが、先ほども理事のほうから申しましたように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第一次一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行により、それまで厚生労働省令で定められていた介護サービスにかかる人員でありますとか設備等の基準を事業所の指定権者でございます都道府県もしくは市町村の条例で定めなくてはならなくなりました。

介護保険のサービスのうち地域密着型のサービスの基準につきましては市町村の条例で、それ以外につきましては三重県の条例で定めなくてはならなくなりました。基準の設定に関しましては、従来の省令を踏まえた形で基準を新しい形で厚生労働省が示しております。

1でございます。地域密着型サービスについてですが、どのようなサービスかということをお願いしますと、介護保険サービスの一部で高齢者の方が介護や支援を必要とする状況になっても、住みなれた地域で生活をしていくことを支援するためのサービスで、一般に小規模でなじみの関係を築きながら提供されるサービスのことです。原則としてその市町村に住んでいる人がご利用いただくようなサービスでございます。

サービスの種類といたしましては、資料1ページのイメージ図の右側にちょっと書いてございますが、それを説明させていただきたいと思っております。

まず1番目、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成24年度に新しく創設をされたサービスでございます。24時間対応のヘルパー、看護師が利用者宅を訪問するサービスでございます。

2番目の夜間対応型訪問介護は夜間のみ、具体的には午後10時から午前6時までの時間でございますが、定期または随時のヘルパーが訪問するサービスでございます。これは現在、市内に事業所はございません。

それから、の認知症対応型通所介護でございます。これは認知症の方を専門としたデイサービスでございます。市内に16カ所ございます。

それから、の小規模多機能型居宅介護でございますが、これは登録制で通所でありませうとか訪問、宿泊を伴うそれぞれを一括して登録制でサービスを提供するものでございます。私どもで今度平成26年度に整備予定ということで事業計画に位置づけております。

それから、5番目でございます。認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者グループホームのことです。現在、市内に8カ所ありますが、平成24年度から26年度の3年間で17カ所にしようとするものでございます。

次に、6番目の地域密着型特定施設入居者生活介護は、29人以下の有料老人ホーム等で、見守りや食事の介護をするサービスでございます。現在、市内には事業所はございません。

の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、29人以下の特別養護老人ホームのことでございます。現在、市内に6カ所、128床が整備されております。

それから、複合型サービスは、平成24年度に創設をされたサービスで、4番目の小規模多機能居宅介護と看護師が自宅を訪問し、医療行為を行う訪問看護サービスが一体となったサービスでございます。

次に、2番目で基準の内容としては、サービスごとに事業所が置かなければならない従業員さんの資格でございますとか、従業員さんの人数、必要な設備はどんなんだとか、利用者の定員、行うべき介護の内容、運営上定めるべき規定などについて定められております。先ほど申し上げました8種類のサービスごとにそれぞれ人員でありますとか設備、運営に関する基準を設けております。例えば、1の人員に関する基準については、例えば看護師資格など従業員の資格でありますとか、そのサービスを行うような資格を持った人が何人ぐらい必要かと。具体的に申しますと1番目の定期巡回のサービスについては看護師が2.5人以上いなければならないとか、次の(2)の施設でございますが、施設整備面につきましては居室の床面積、例えば具体的に申しますと7番の地域密着型の特別養護老人

ホームにつきましては、一室の広さは10.65㎡以上必要でありますとか、あと利用定員は例えば認知症の通所介護であれば10人以上でありますとか、そういったことが市町村の条例で定めることとされました。

それらの基準につきましては、自由に市町村が変更できるというのではなくして、基準の設定については従来の省令を踏まえました基準を厚生労働省が示しており、従業員とか先ほど申しました根幹の部分につきましては、原則としてその厚生労働省に従うこととされております。

なお、2ページの議案第104号四日市市指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例の制定については、介護度が比較的軽い要支援1と要支援2の方が受給を受けることかできるサービスでございます。先ほど申し上げましたサービスのうち、認知症対応型の通所介護と小規模多機能型居宅介護、それから、認知症対応型共同生活介護の3種類だけがこの介護予防のサービスで提供できるものでございます。いずれも介護予防が頭についておりますが、内容は第103号とほぼ同じ内容でございます。これらの地域密着型サービスにつきましては、平成18年に創設をされてから現在まで国が厚生労働省で定める基準に基づき、現在、四日市市内で要介護、要支援を対象としたサービスをあわせて今、53カ所ございまして、それぞれ要介護、要支援の認定を受けた高齢者の方に利用されております。

これらのサービスの基準となります指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準につきましては、指定事業所が利用者に対して行う地域密着型サービスが適切に行われるように定めたものであり、本市においては現在この基準に基づいて、これらのサービスが適切に運営されており、利用者の方に提供するサービスの質も確保されておるといふふうに思っております。

また、条例の策定に当たりましては市民、学識経験者、事業所の代表者などからご意見をお伺いいたしまして、省令の定める基準について検討した結果、地域密着型サービスにかかる事業につきましては、現在の省令に定める基準に従い、そのままそのとおりに指定をしていただいていると思います。これにつきましてはさっきの一般質問のほうでも政策推進部のほうからもお答えをさせていただいておりますが、厚生労働省令で定める基準に従って条例を定めたいと思っております。ただ、今後につきましては3年に一度介護保険制度の見直しもございますので、その際に省令等も見直されるということもございまして、そのときにはまた検討させていただきまして、独自基準についても検討してまいりた

いというふうに思っております。

なお、この条例の施行期日でございますが、平成25年の4月1日となっております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

村上福祉総務課長

福祉総務課長の村上でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは議案第114号以降につきまして、私と障害福祉課長のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。議案書のほうはその2のほうに移りますけれども、243ページからになります。引き続きましてこの提出議案参考資料を使って少しご説明をさせていただきます。提出議案参考資料の11ページをごらんいただきたいと思っております。

上段のほうに記載の議案のうち今回第114号から117号が福祉部の所管となります。これらの一部改正につきましては、その下の白い丸印に記載されておりますけれども、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律、この法律の制定によりまして、障害者自立支援法の一部改正が行われまして、それに伴い、関係する規定の整備を行うものでございます。

現在の障害者自立支援法でございますけれども、平成25年4月1日と平成26年4月1日の2回に分けて改正、施行される予定でございます。今回の条例改正に関係いたします部分の法改正の内容でございますけれども、この11ページの下段、2ポツの(1)でございますけれども、まず、平成25年4月1日の施行分といたしまして、一つは法律の名称変更でございます。従来の障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、通称、障害者総合支援法と呼ばれますけれども、これに変更となります。

二つ目が、現行の障害者自立支援法第77条、そちらにも記載がございますけれども、地域生活支援事業の規定の整備でございます。11ページから12ページの上段にかけて記載しておりますけれども、新たな事業といたしまして、下線にありますように障害者に対する理解を深めるための研修、啓発事業など4事業が追加となりまして、条項ずれ等を整備いたします。

続きまして、12ページでございますけれども、12ページの(2)平成26年4月1日施行分でございます。こちらは現行の第5条各項におきまして定義づけがなされておりますけ

れども、下線が引いてございますけれども、第10項の共同生活介護につきましては、このような共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう改正後の第15項にございます共同生活援助に一元化されることにより削除となるため、それ以降の項が順次繰り上がるということでございます。こういった法律の改正を受けまして、今般、条例を改正いただくということで議案書の243ページをごらんいただきたいと思います。

議案第114号四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の第3条におきまして、先ほど申しました障害者自立支援法の名称がございまして、平成25年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正をいたします。

引き続き議案書244ページのほうでございます。こちらの第3条に規定してございます、新しい法律になります。いわゆる障害者総合支援法第5条の引用がございまして、平成26年4月1日から条項ずれを整備するものでございます。

私の説明は以上でございます。

水谷障害福祉課長

障害福祉課長の水谷でございます。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、議案書その2の245ページ以降をごらんください。私のほうから議案第115号四日市市障害者自立支援施設条例の一部改正について、議案第116号四日市市障害者福祉センター条例の一部改正について、議案第117号四日市市障害者介護給付審査会条例の一部改正についての3議案を一括してご説明申し上げます。

先ほど福祉総務課長が提出議案参考資料の11から12ページで説明申し上げましたように、障害者自立支援法が平成25年4月1日からと平成26年7月1日からの2回改正をされますが、各条例のほうで障害者自立支援法の引用がございまして、法律の題名の変更や条項ずれを改正するものでございます。

まず、議案第115号の障害者自立支援施設条例の一部改正でございますが、この条例は西日野町にございます障害者の施設、共栄作業所並びにたんぼぼ、それから、千代田町にございますあさけワークス、この3施設の設置条例でございますが、まず、平成25年4月1日の改正として、第1条のほうで法律の名称の変更を行います。また、平成26年4月1日の改正として、245ページの下段から246ページにかけてでございますが、新しい法律、障害者総合支援法の第5条の引用がございまして、条項ずれを整備いたします。

続きまして、議案書の247ページから248ページをごらんください。議案第116号四日市

市障害者福祉センター条例ですが、総合会館内にございます障害者福祉センターの設置条例でございます。第3条、第6条におきまして、障害者自立支援法の法律名の変更と、さらに第3条には障害者自立支援法第77条の引用がございますので、条項ずれを整備するものでございます。

どちらも平成25年4月1日の改正分となります。

引き続きまして、議案書249ページをごらんください。議案第117号四日市市障害者介護給付審査会条例ですが、この条例は障害者の障害程度区分を審査いたします審査会の設置条例になります。第1条におきまして、法律の題名の変更を行いまして、平成25年4月1日の改正となります。いずれの3条例とも障害者自立支援法の題名変更あるいは条項ずれを整備するものでございますので、条例の内容そのものの改正ではございません。

説明は以上でございます。

樋口博己委員長

以上ですね。説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、委員の皆様からご質疑がございましたら、挙手にて発言をお願いしたいと思います。

石川勝彦委員

介護・高齢福祉課長にお尋ねしますが、このいわゆる基準と市町村の条例で定めることということで、そういうことになってきますと、例えば2にあります人員あるいは資格、設備及び運営に関する基準ということについてのチェックというか、そういったことについては、市のほうで責任を持ってやっていくということですね。そのような理解をさせていただいたらいいんでしょうか、その辺のところについて教えてください。

服部介護・高齢福祉課長

私どもで基準で定めるわけでございますので、私どものほうで確認をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

石川勝彦委員

それはどの程度やられるんでしょうか。どの程度というか、通り一遍のやり方でやっ
ては受ける市民、介護を受ける立場の者にとってマイナスになるようなことのないよ
うにという、この辺の問題が出てこようかと思うんですよね。だから当然、人員の問題、ある
いは資格の問題、あるいは設備、運営の問題になってきますと、サービスの質、量の問題に
かかわってくるかと思うんですが、この辺のことをやっていただくということで理解して
いいんですか。

服部介護・高齢福祉課長

私どもで、新しくサービスをつくられたいということがございましたら、チェックもさ
せていただきますし、定期的にその事業所さんを訪問するなどしてチェックをしてまい
りたいと思っております。そして、サービスの質を確保していきたいと思っております。

以上でございます。

石川勝彦委員

今、新しくと言われましたが、古いのは対象にしない。

服部介護・高齢福祉課長

古い今までのところについても定期的にチェックをしてまいりたいというふうに思っ
ております。

石川勝彦委員

先ほどの説明の中で適切に行われるように定められるものとしての条例を設定されたわ
けですけども、その辺のところは確実に行われるということについて、かなり時間の問
題、人の問題みんな絡んでくると思うんですね。その辺のところについては大丈夫なん
ですか。

服部介護・高齢福祉課長

その辺の人員につきましても、私どものほうでこういった業務がふえてくるわけでご
ざいますので、そういった増員等も人事当局には要求しております。

石川勝彦委員

結構です。

山口智也委員

先ほどのご説明の中で、今回のこの条例に定めていくというところで、四日市の独自性ということをお聞きしたいんですけれども、厚生労働省の基準に従って条例を定めていくということなんですけれども、しかし、今後については3年を置いてその見直しをしていくというご説明もありまして、そうしますと、四日市の独自性というのはどういうところに手をを入れていくということになっていくんでしょうか。人員の基準を下げるとか、そういう敷地のスペースのところの数字のところに入れていくとか、そういう可能性も今後あるということですか。

服部介護・高齢福祉課長

人員、それからスペース、居室の広さにつきましても、厚生労働省のほうから、それについてはもう変えてはだめだという指示が出ておりますもので、私どものほうで変えられることといたしまして、運営上のところしかないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

山口智也委員

運営上のことというとは具体的にどういうところですか。

服部介護・高齢福祉課長

例えば本当に当たり前のことしか書いてないんですけれども、その従業員さんは自分がその所属であるという資格証を提示をしなければならないというところが運営に定められております。介護の仕方とか本当に当たり前のことが今の基準で書いてありますので、それを四日市独自で何かできないかなということが検討することがあるかと思いますが、実際はなかなか根幹の部分についてはもうだめだということになっておりますもので、そういった介護の仕方であるとか、できるだけうちのほうで柔軟に対応できることで対応してまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

山口智也委員

理解しました。今後3年置いて見直しをしていくということですので、事業所ですとか市民の声を聞いた上で、どういうニーズがあるのかということもしっかり把握をしていただきながら進めてもらえたらなと思います。

以上です。

中森慎二委員

山口さんと関連するんですが、議案第103号の話ですが、人数も変えたらいかんということでは、何も条例化する意味が全くないじゃないかなというふうに思っているんですよ。だから、その四日市の独自性がこの条例の中にどこに生かされているのかという部分が、その運営面についてはあるような少しお話でもあったんだけど、我々からすると新たに四日市が条例を定めることによって市民に対してどういうメリットがあるのかというところが、この資料からでは全く理解できないんですけど、少なくとも例えば人員に関しての基準は国からの指示で変えられないとするならば、この地域密着型サービスが1から8まであるものにおいても、どんな人数の基準があるのかと。

これは国から押しつけられた基準で変えられないけれども、こうなんだというものを示すべきだと思うし、運営上の話で四日市独自のものが入る領域はどこら辺にあるのかという、それもないのかとか、そこら辺をもうちょっと明らかにしていただかないと、今回この条例を制定する意味は我々は認めていくのは何なのという話しかないんじゃないかと思うんだけど、そこら辺の意識というのは働いてないのかな。

服部介護・高齢福祉課長

すいません、ちょっと資料不足で申しわけございません。私ども独自性ということについても議論はさせていただいたんですけども、今現在、今まで認めてきた事業所さんでありますとか、それから、そのところの内容につきましては、特に何か問題があるということも聞いておりませんですし、例えば、何かをよくすると何か悪くなるとか、事業所さんと利用者さんと利益相反という関係もあるかということの議論もさせていただきました。特に今現在で問題なのは、今回の条例につきましては、平成25年4月施行ということも定まっておりますので、国の省令に従うということで定めさせていただいたというふうな状

況でございます。

中森慎二委員

それなら一番に、国のルールどおり条例化を定めただけですと1行書いておけばいいじゃないの。何の考え方もないなら。僕は介護・高齢福祉課として、福祉部としての思いはないのかなと思って非常に寂しく思うてるんやけど、だから、運営面に関しての四日市の独自性、今、山口さんがおっしゃったような独自性を盛り込むような余地は全くないちゅうことなの、そこまで検討してないということなの、やる気がないということなの。どいう選択肢なんですか、今回提案されている条例案というのは。

国の基準をそのまま持ってきただけだと、それは全く変える余地が、人数も運営面もないからしょうがないんだということなのか、少しはあるんだけど、やる時間がなかったのでやらなかったのか、やったんならどこをやったのかというのを明らかにすべきだと思う。条例をつくる意味がないじゃないですか。その辺の考え方を明らかにすべきじゃないの。

服部介護・高齢福祉課長

すいません。一つ議論の中にありましたのが、利用を特別養護老人ホームにおいて、居室の人数を1人にするかそれ以上にするかという議論がありました。これについては私も現在、地域密着型特別擁護老人ホームを他市にも増してつくっておるという状況もございました。そこを普通ユニット型という連携であれば1人というふうな形でしておるのが現状でございますが、それ以上の多床にするかという議論もございました。

その中で事業所さん等にお聞きしましたところ、やっぱりサテライト、地域密着型の29人以下の特別擁護老人ホームではなかなか採算ベースにのってこないということもございまして、従来どおり1という結論に達したというふうな経過もございます。1にするかそれ以上にするかという議論は確かにさせていただきました。そのほか、いろいろ議論はさせていただいたんですが、結果的には国の言うとおりになってしまったという現状で大変申しわけございません。

中森慎二委員

僕の質問に答えてない。答えてください。

服部介護・高齢福祉課長

確かに時間的なこともございましたというのも事実でございます。それから、四日市市の独自性を出していかないかんとということで、四日市市は特に三層構造という形で、これはほかとは違うところの話でございますが、在宅介護支援センター、地域包括支援センターと市と三層構造、そういったところから高齢者を支援していくところは持っております。

中森愼二委員

まだ答えてないけど、今の答弁でいくと時間の余裕があればできたということなんですか。独自性をもっと盛り込めたということなの、そこを聞いているわけですよ。だから、人員に関する基準も設備に関する基準も、国のルールをそのまま条例化しなさいという厚生労働省からの命令があるから、全く変える余地はないということで、今回の条例は制定をされたのか、時間的な余裕がなくてできなかったということで、これにとどまっているのか。だとするなら、どの部分については今後変えていきたいという意識はあるけれども、間に合わなかったということなのか、そこをまず明らかにすべきじゃないの。

服部介護・高齢福祉課長

すいません。私どもの議論の中では、こういったことも変えたらいいかという議論も確かにございましたけれども、実際、先ほどちょっと申し上げましたように人員でありますとか、居室というところのがちょっとした根幹の部分は、これは絶対変えたらあかんということをしてしております。そのほかのところでさわれる部分は確かにあるのはあるんですけども、内容を見ても先ほど申しましたような身分証明書を持ってないといかんとか、介護をこのような形にせないかんとか、そんなような本当にある意味、独自性が出すにも出せないような内容もあるかと思えます。そういったことで結果的にはそうってしまったんですが、時間的なことも確かにございますので、また、次回ときにはきちんと議論していきたいと思っております。

以上でございます。

中森愼二委員

ますますわからないんやけど、議論をしていなかったという答弁なんですか、今の話は。

正直言うてもらえばいいじゃないですか、時間的に余裕がなくてできなかったのか、その余地があるのかないのかというのは、大したことがないからやらなくてもいいということなのか、そここのところの整理を聞かせてほしいんですよ。

市川福祉部長

今回地域の自主性、自立性を高めるための見直しということでありましたので、当然、この条例を上程させていただくに当たりまして、部内でも議論をいたしました。それで私が確認いたしましたのは、例えば施設のほうからどのようなご要望があるのか、また、こちらのほうの問題意識でどういうところを改善していきたいと思っているのか、これを確認させていただきました。ただ、条例委任の考え方のところで、国が示してきましたもので従うべき基準がまずあります。標準基準というのがあります。

そして、参酌すべき標準というのがありまして、この参酌すべき標準に示されている内容のみが地域で独自性が発揮できるというところなんですけれども、例えば、前々から低所得者の方のために低料金で入れる施設というような需要がありますので、例えば居室の面積を少なくして、ちょっと狭めにして、入居料金を安くしていくというようなことができるのかということで、私が問いかけまして、課のほうで確認してもらったところ、それは従うべき基準になっているので無理であるということでありまして。

あと、例えば施設の経営の面からいきますと、例えば必要な人員を減らせば、それだけ経営にゆとりが出るわけなんですけれども、それは必ずしも市民の方のメリットにはならないということで、これも従うべき基準として国のほうがきちんとベースを示してきております。ここの部分についてはもちろん事業者さんから希望があったとしても、市としては認めるわけにはいきませんし、国としてもこれは地域独自で緩和することはならないという形になって、そういった検討を経て、結局、参酌すべき基準で市の裁量で何とかなる部分というのは、余り市民にとっても現状メリットがないというふうに判断をさせていただいて、そのとおりということで今回は出させていただいたという経緯でございます。

中森慎二委員

だとしたら、福祉部として検討した項目がどういうものがあって、どういう課題の中でどういうことになったんだということを示してもらうべきじゃないの。だけど、やむを得ずこの範囲というのはこれしかしようがないんだということだから、今、国の言う基準を

受け入れる中で条例をつくって、今後の課題としてあるというふうな整理でないと、我々は結局、国からいろいろな権限委譲の中で地方で条例をつくりなさいという話があるんだけど、現実的にはフレームが決められていてというのは福祉に限らずいっぱいあるわけですよ。そういう中で、独自性というものが努力をしているけれども、できなかったのか、そこを我々としては考えたいし、注目をしたいところなんです。だから、この辺のものは国に対して発信していかないかという形もあると思うんで、だから、単にもう受けてしまったという話でないのであれば、その足跡というのをちゃんと明らかにして、まとめていただければなと思うので、それをお願いします。

それと先ほど言った地域密着型サービスの1から8についての事由に関する基準的なものもやっぱり改めて一覧にさせていただくとか、この条例化によって変わらない部分もあるんだけど、この条例の中身的なものは、これはこれ全部を読み込めばわかるんだけど、なかなかそこまでも無理な話もあるので、そういった部分については資料としてまとめていただきたいなと思うので、よろしくをお願いします。

樋口博己委員長

資料の提出をお願いしたいと思います。時期は議会の終了まででよろしいですか。25日までにはお願いしたいと思います。

豊田政典委員

今の議論と同じ趣旨なんですけど、議案聴取会の際に一括法によって条例化するのが議案第103号から112号まであるんじゃないかと。そのうち説明では108号と109号だけが法律どおりじゃなくて、県の基準に従った。ほかはその省令のままだという話だったわけですね。それはそれでいいんですけど、説明資料にしる、説明にしるもともとあるやつの中身を説明してもらっても仕方ないというか、それよりも皆さんが検討されたかもしれないですけども、その結果、今までどおりだからそれでいいんだと思われて説明してきているわけですよ。

ところが今、議論があったように条例をつくるということは、その市にとって極めて重要なことですよ、一個一個。そのときの判断がどうであったのか、何が課題で、どういう検討をされたのかというのを中心に説明しなきゃいけないし、結論は今までどおりだから、中身はそうなんだという説明じゃなくて、こうこうこうで、こういうことでこう

いう条例を今回提案しているんだという条例に対する、重みに対する考え方、意識が低過ぎるのかなとは思いますが。ですから、説明の仕方も資料も考え直してもらわないといけないと思いますから意見しておきます。

樋口博己委員長

他の委員の皆様、よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

そうしましたら、各議案ごとに採決をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中森慎二委員

議案第114号からの部分で提出議案参考資料の11ページからなんですが、ここで言う改正後の項目の中に、具体的に言えば、障害者に対する理解を含めるための研修・啓発事業だとか、障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業だとかさまざま今までにないものがあると思うんですが、これが具体的にこれらを活動しようとする市民の皆さん方にとって、どういうスキーム、啓発も含めての部分というのは何か変わったことに要するPR的なものというのは考えてみえるんですか。これは先行的には条例を変えてからの話なんだけれども、我々にとってもこの条例が変わることによって、具体的にどんなメリットが現実的に享受できるのというのは、これを見ているだけではちょっとわかりにくいと思うんですよ。そこら辺について何か。

水谷障害福祉課長

障害福祉課長、水谷でございます。

説明不足で申しわけなかったんですが、この第77条の改正につきまして、具体的な詳細な部分につきましては、厚生労働省令で定めるという部分になってまいります。この厚生労働省令が、実は来年の1月末に初めて国のほうから示されるということになりますので、その詳細が出てからになります。例えば啓発研修といった事業につきましても、従来か

ら障害者福祉センターを中心に出席講座等を実施しておりますので、この辺のところにつきましては、詳細がわかり次第、障害者団体を初め広報等を通じて広くPRをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

中森慎二委員

さっきみたいな議論に戻ってしまうんやけど、2月定例会議の上程でもよかったんじゃないの。具体的なものがないのであれば、その条例の項目だけをそろえておいて、実際の具体的なものは国からの省令が出るまで何もわからないみたいな話の条例であれば、その形はつくるけれども、中身はない話なわけでしょう、現実的には。その4月1日施行という話もわからないことはないんだけど、腹に入りにくいなど。やることを悪いとは思ってないんだよ、いずれはやらなあかんことなんだけど、実が見えない、形だけにこだわっている条例改正にしか見えないような気がするんだけど、それなら省令で具体的なメニューというか、示された中で、それに従わなくてはならないというのであれば、それからでもよかったんじゃないのかなという気はちょっとするんだけど、その辺は今回上げなくてはならないもんだったんですかね、これは。

水谷障害福祉課長

すいません、この第77条の部分に改正はこの条項ずれが影響してまいりますので、この第114号から第117号の部分の改正をさせていただくということでございます。この障害者自立支援法第77条の新しく追加された部分を受けて、条例をどこを改正していくというものではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

中森慎二委員

もう一度言ってください、わからない。

水谷障害福祉課長

障害者自立支援法第77条の改正につきましては、従来、地域生活支援事業として全部で相談支援事業から地域活動支援センター機能強化事業、この五つが規定をされておりました

た。これが新しく改正後につきましては、障害者に対する理解を深めるための研修・啓発事業とか、障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業とかというふうなところが追加をされて、大幅にふえております。

ところが、私どものこの市の条例の医療費の助成なり障害者自立支援施設条例の一部改正、あるいは障害者福祉センター条例、障害者介護給付審査会条例の部分につきましては、この改正前の第77条の具体的には（４）地域活動支援センターの部分を引用しておりますので、条項ずれが起きております。したがって、その改正をさせていただくということでございますが、以上でございます。

中森慎二委員

その条項ずれは、僕が言ったタイミングではだめなんですか。決定的にだめだという意味で言うたんじゃないですか。

水谷障害福祉課長

すいません、だめなわけではありませんが、すいません。

市川福祉部長

この間、国の障害者関係の法律、改正はかなりたくさんされておるんですけども、詳細な規則であったり、あるいは省令が非常におくれる傾向にございます。例えば昨年も10月末に示される予定であったというのが、2月にずれ込んだりとかというのが結構ございまして、待ったら、しかし出てこないというのが結構ありまして、中森委員には非常に申しわけないんですけども、2月の議会まで待って、しかし出なかったというようなことも多々ございまして、うちの福祉部としましても非常に対応に苦慮しておるところでございます。今回、出させていただいたということにつきまして、中身について省令が出ていないのにドーナツみたいな状態を出してどうするというようなお叱りなんですけれども、そのところを勘案いただきまして、どうか今回でよろしくお願いしたいと思います。

中森慎二委員

僕は別に決定的にだめだと言うとるつもりはないんですけども、議会の説明会をやったんですよね、議会報告会を。それならこの条例ができて、具体的に何が変わるんですかとい

う話を求められても、まだ国の省令が何もわからないので、条項ずれの部分を含めて直しただけなんですよという話しかないわけじゃないですか。だから実のあるタイミングの中で、その条例改正はいつがやるべきなのかということのを単に上げておけばいいみたいな話じゃなくて、もうちょっと精査する中で上程してほしいなというのがちょっとあったのであえて言ったので、今回のことだけを捕らまえて言うつもりはないんだけど、ちょっと理事者の皆さんもそういう意識を持って上程をしてほしいなというふうに我々思うんですよ。皆さん方聞かれて、具体的にどうなのといってもわかりませんという話になるわけでしょう。条項ずれを変えるけれどもという話になるので、そういうことです。意見として申し上げておきます。

樋口博己委員長

それでは、議案についての採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

議案第103号四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の制定について、可決とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ありがとうございます。可決をさせていただきました。

[以上の経過により、議案第103号 四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

樋口博己委員長

続きまして、議案第104号四日市市指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ありがとうございます。可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第104号 四日市市指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

樋口博己委員長

議案第114号四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ありがとうございます。本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第114号 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

樋口博己委員長

議案第115号四日市市障害者自立支援施設条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

異議なしと認め、本件可決とさせていただきます。

〔以上の経過により、議案第115号 四日市市障害者自立支援施設条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

樋口博己委員長

続きまして、議案第116号四日市市障害者福祉センター条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第116号 四日市市障害者福祉センター条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

樋口博己委員長

続きまして、議案第117号四日市市障害者介護給付審査会条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ご異議なしと認めます。本件は可決するものと決しました。

〔以上の経過により、議案第117号 四日市市障害者介護給付審査会条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

樋口博己委員長

それでは、12時も迫ってまいりましたので、この後の議案第94号、補正予算につきまし

ては1時からの再開とさせていただきたいと思います。午前中も大変お疲れさまでした。
ありがとうございました。

11:58 休憩

13:03 再開

樋口博己委員長

それでは、午前中の審査に引き続き再開をさせていただきたいと思います。

引き続き、福祉部の補正予算のほうに進めたいと思います。

議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費（人件費補正分を除く）

第2項 児童福祉費（人件費補正分及び児童福祉総務費委託料を除く）

第6項 介護保険費

議案第99号 平成24年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）（人件費補正分を除く）

樋口博己委員長

議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）ということで、説明を求めたいと思います。

橋本福祉部理事

福祉部理事の橋本でございます。

予算常任委員会教育民生部会における補正予算の福祉部関係議案2件につきまして、説明させていただきます。事項書の8番、議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）と事項書9番、議案第99号平成24年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第

1号)はそれぞれ予算の補正をお願いするものでございます。補正予算書(2)と11月補正予算参考資料とその追加及び補正予算常任委員会資料福祉部に基きまして、ご説明させていただきます。

まず、議案第94号でございます。平成24年度四日市市一般会計補正予算でございます。予算書につきましては、30ページから35ページに記載の部分でございます。全体につきましては、予算常任委員会資料福祉部、こちらのほうの1ページ、2ページをごらんいただけますでしょうか。一般会計の補正予算一覧表民生費にお示しいたしましたとおり、地域支え合い体制作り事業補助金、社会福祉費、負担金補助金及び交付金の221万9000円の増額を初めといたしまして8件の事業の合計3億2595万2000円の補正をお願いするものでございます。

民生費全体といたしましては、一般職の給与、国民健康保険後期高齢医療ほか部門の管轄になるものを含めると2億1157万円の補正でございます。

なお、1ページ、一覧表の最下段に記載してございます家庭児童相談経費につきましては、別にご審議いただくということですので、その他7件の案件を各課長から事業ごとにご説明させていただきます。その後、引き続きまして関連しておりますので、議案第99号平成24年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第1号)の関係もあわせてご説明させていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

村上福祉総務課長

福祉総務課長の村上でございます。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、この予算常任委員会資料、福祉部でございますけれども、これの3ページをごらんいただきたいと思います。補正予算書のほうは、先ほど理事が申しましたように30ページ、31ページでございます。

では、3ページについてご説明させていただきます。6月及び8月定例会議会におきましてご審議いただきました、地域支え合い体制づくり事業補助金でございますけれども、三重県から今年度3回目の募集の通知がございまして、先ほどもありました2事業につきまして県への事前協議を経て、内示をいただきましたので今回補正計上させていただきました。

2ポツの内容でございます。今回ご承認いただけた場合、事業の実施期間が3カ月程度と短いこともございまして、2事業とも救急医療情報キットの配布を中心とした事業にな

っております。一つ目が富田地区の社会福祉協議会の取り組みでございまして、高齢者へのキットの配布、また保管を近隣住民に周知をし、非常時に活用できるようにしていくとともに、情報の更新等を地域で支援していくものでございます。補助金額は58万5000円でございます。

二つ目が中部地区地域社会づくり推進会議の取り組みですけれども、この団体は共同・同和・中央・港・浜田の5地区の連合自治会長、また社会福祉協議会長らで組織される団体でございますけれども、高齢者等にこのキットと外出時に携帯する黄色いハンカチの配布を自治会の組単位で実施するなど、地域で支援の手を差し伸べられる体制をつくっていくものです。補助金額は163万4000円でございます。3の補正予算額でございます。2事業あわせまして221万9000円で、全額を県支出金で充当いたします。

なお、裏面4ページでございますけれども、参考といたしましてこれまでに三重県地域支え合い体制づくり事業補助金を活用した事業を一覧として掲載をさせていただきました。説明は以上でございます。

水谷障害福祉課長

障害福祉課長の水谷でございます。

私のほうから障害者グループホーム等建設費補助金につきましてご説明申し上げます。

11月補正予算参考資料の12ページをごらんください。なお、予算書につきましては30から31ページでございます。この事業は障害のある方々が住みなれた地域で生活ができるよう、グループホーム、ケアホームの整備を推進するものでございますが、平成24年度におきまして3カ所整備する予定で、1カ所当たり1500万円、計4500万円を当初予算としてお認めをいただいております。しかしながら、三重県における採択の結果が2カ所となりましたので、1カ所分を減額するものでございます。なお今回、不採用となった1カ所分につきましては、平成25年度整備予定として推進計画上位置づけるとともに、三重県に対しましては次年度整備予定として既に申し入れを行っているところでございます。

以上でございます。

服部介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課長の服部でございます。

続きまして、同じく資料、補正予算参考資料の13ページをお願いいたします。私どもの

ほうからは認知症高齢者グループホーム建設費補助金並びに施設開設準備経費補助金についてご説明申し上げます。予算書は同じく30、31ページに掲載してございます。

この事業の目的は認知症の高齢者が住みなれた地域で共同生活をしながら、介護を受けることができるよう認知症高齢者グループホームの整備を推進し、地域における介護拠点の充実を図るものでございます。この3月の議会でお認めをいただきました第5次四日市市介護保険事業計画において、平成24年から26年までの3年間でグループホームを9カ所ふやすことを目的としておりまして、この計画に基づき、平成24年度中に北、中、南の圏域それぞれ1カ所ずつ、3施設の整備を図るべく施設の公募をいたしました。

建設に伴う補助を三重県の補助メニューを活用いたしまして、1カ所当たり3000万円、それから、平成24年度におきましては開設に伴う準備経費1カ所540万円を、当初予算で計上してございました。6月から8月にかけて選考させていただきましたところ、3カ所のうちの2カ所の選考となりましたので、今回1カ所分を減額するものでございます。この1カ所分の建設補助につきましては、平成25年度整備事業にスライドさせるべく、総合計画の中での位置づけをしていただきまして、この平成24年12月に公募を行っているところでございます。既に複数の事業所からの問い合わせがございますし、既に応募があった事業もございます。

私のほうから以上でございます。

水谷障害福祉課長

障害福祉課長の水谷でございます。

同じく資料の14ページをごらんください。私のほうからは介護給付費・訓練等給付費（扶助費）につきまして、ご説明申し上げます。なお、予算書につきましては32、33ページでございます。障害の大変重い方がデイサービス等の目的で通所の利用をされます生活介護事業や在宅生活困難な方の施設入所事業、この二つにつきましては、各施設に關しまして介護給付費として、そしてまた、就労を希望されます方が利用をされます就労移行支援事業、就労継続支援事業につきましては、各施設に対しまして訓練等給付費としてお支払いをするわけでございますが、それぞれの事業につきまして増額補正をお願いするものでございます。

要因といたしましては、障害福祉サービスの報酬改定につきまして、3年ごとに見直しを実施をされております。平成24年4月よりプラス2%の改定がなされました。また従来

から、報酬単価では地域区分加算が別途算定をされておりますが、この地域区分の見直しに伴って平成24年度から27年度まで、段階的に引き上げることとなりました。ないしは従来ゼロ%、すなわち加算としてはなしだったんですけれども、平成27年度までに6%まで引き上げられる地域となり、まず、平成24年度にプラス1.5%の地域区分加算が認められることとなりました。

3点目の要因として、18歳未満から施設入所していた児童につきましては、18歳を超えても県が児童福祉法に基づきまして、施設利用料の支払いをしておりましてけれども、法律の改正に基づきまして、平成24年度からは18歳になった時点で障害者自立支援法の適用を受けることとなり、市町が施設利用料、すなわち介護給付費の支払いを行うこととなりました。この適用を受ける方が5名お見えになります。利用者の増としてつながっております。そのほかにも平成23年12月以降、就労継続の事業所が新たに10カ所新設されるなど、就労系の事業所の増加に伴う利用者の増加がございます。こういった要因等から今回予算の不足が生じておりますので、増額補正をお願いするものでございます。よろしく願いをいたします。

説明は以上です。

伊藤児童福祉課長

児童福祉課長の伊藤でございます。よろしく願いをいたします。

私のほうからは、民生費第2項児童福祉費のうち家庭児童相談経費を除いた臨時職員賃金と保育所事務費事業費について説明させていただきます。まず、第1目児童福祉総務費の臨時職員賃金についてでございます。補正予算書は32ページ、33ページのほうになっております。参考資料の16ページのほうをごらんください。

これは公立保育園の保育士等の臨時職員にかかる教材費と賃金でございます。当初予算を上回る主な理由といたしましては、本年4月の入所児童数が前年度に比べゼロ歳児で12人、1歳児で45人と低年齢児を中心に増加をしておりました。当初見込みを超える体制で保育を開始せざるを得ない状況でございました。

また、年度途中での園児数の増加に対応するため、担当保育士を新たに配置しております。資料の下の表の一番下に記載させていただいております今年度3月末までにゼロ歳児で61名、1歳児で25名、2歳児で11名など年度の途中で園児の増加を見込んでおります。それに伴い必要な臨時保育士23人を想定しておるところでございます。

今回の補正予算額は教材費が当初予算の5599万8000円に対し320万円。賃金 5 億3321万8000円に対し、7400万円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、第3目民間児童福祉施設運営費の保育所事務費事業費についてでございます。参考資料の17ページをごらんください。これは民間保育所に対する園児の措置支弁費でございます。増額補正をお願いする理由といたしましては、一つに資料の表に記載がありますように、年度当初からの入所児童数の増加でございます。2歳以下の低年齢児は23年度よりも37名多くなっております。

もう一つの要因といたしまして、年度途中での入所児童の増加でございます。こちらも2歳以下の低年齢児の人数自体の増加も目立っており、4月末と10月末の児童数を見ていただきますと、2歳以下で計111名の増となっております。低年齢児を中心に入所児童の増加が顕著でございました。

以上のような状況で、当初予算の21億4000万円に対し、6798万7000円の追加補正をお願いするものでございます。

財源といたしましては、1811万円余が国庫支出金、905万円余が県支出金、1930万円余がその他特定財源、保育料等の特定財源です。一般財源が2151万円となっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。説明は以上でございます。

服部介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課長の服部でございます。

次に資料が変わって申しわけございませんが、先ほどの予算常任委員会資料の6ページをごらんをいただきたいと思います。介護保険特別会計繰出金の減額補正をお願いするものでございます。この補正の内容は一般会計から介護保険特別会計への繰出金の減額補正でございます。内訳は続けて説明いたします議案第99号の介護保険特別会計補正予算（第1号）でご説明をいたしますが、平成23年度中に一般会計から介護保険特別会計に繰り出し超過となっていた分を精算をすることで平成24年度分を相殺をすることにより、平成24年度の一般会計からの繰出金を8500万円余を減額をお願いするものでございます。

続きまして、予算常任委員会資料の7ページと8ページをお願いいたします。こちらは議案第99号の平成24年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

予算書は131ページから146ページに掲載してございます。今回の補正は歳入歳出とも4

億6200万円余の増額補正をお願いするものでございます。補正の主な内容は平成23年度中に国や県等の負担金の精算に伴う補正及び介護保険の保険給付費の支払いの不足が生じたときに備えて積み立てております介護保険支払準備基金への積み立てでございます。

まず、7ページをごらんいただきたいと思います。冒頭にまず介護保険の財源というものは2分の1が公費でございます、国、県、市等からそれぞれの負担割合によって決まっております。前年度の精算した分を翌年度で不足であれば追加で交付を受けて、余ったときには返すというシステムになっております。

まず、歳入の7ページの上の段から説明をさせていただきます。1段目は40歳から64歳の方の介護保険料を取りまとめいたします社会保険診療報酬支払基金からの交付金、2段目は国からの負担金でございます。それぞれ精算に伴い、平成23年度中に不足分を追加いただきます交付決定に基づき、増額補正をお願いするものでございます。

次に、3段目の繰入金でございますが、これは先ほど説明をいたしました市の一般会計からの繰入金の減額でございます。平成23年度分を精算した結果、歳入超過になっていたため、その分を相殺した結果、平成24年度繰入金をそれぞれの額で減額補正をお願いするものでございます。

内容は4項目に分けて掲載をしておりますが、介護保険の9割分である介護給付費につきましては、2046万1000円、それから次に、要介護状態になる可能性が高い方を把握したり、介護にならないように行う介護予防事業につきましては、264万7000円。それから、三つ目がひとり暮らし等で調理ができない方へ見守りや安否確認も兼ねて行う訪問給食事業などの地域支援事業に993万8000円、その他一般会計繰入金につきましては、これは主に事務費でございますが、5290万8000円、これらの合計が8595万4000円となりまして、6ページの減額補正額と同額に一致するものでございます。

一番下の段でございます繰越金につきましては、当初予算ではどれだけ繰越金が出るか未定であったため、1000万円を仮で計上しておりましたが、実際に繰り越した額にするために増額補正をお願いをするものでございます。

次に、8ページに移っていただきたいと思います。歳出について説明をいたします。1段目の総務費の総務管理費につきましては、総務分科会のほうでも一括してご審議をいただきますが、介護認定審査会等介護保険担当職員20人分と認定調査を行います嘱託職員の報償費の人件費を所要見込額に合わせたものでございます。

次に同じく8ページの2段目の基金積立金でございます。これは先ほども申しましたが、

介護保険の保険給付に支払が不足したときに備えて介護保険料の余剰分を積み立てている介護保険給付費の支払準備基金というものがございます。平成23年度中にこの基金から繰り入れをしないと、保険給付費の支払いができなくなることが見込まれましたので、当時基金約10億円あったうちの約7億円を取り崩しさせていただきまして、介護保険にかかった費用に充てる予定でございました。実際7億円取り崩しましたが、3億円は不足分に充当いたしました。使わなかった残りの4億円を今年度に再度積み立てをするものでございます。その当初予算との差額4億1000万円余の増額補正をお願いするものでございます。

次に、3段目諸支出金について説明をいたします。これは冒頭に少し申し上げましたが、償還金と申しまして、国や県からいただいております負担金の精算によって返還金が生じたもの、それから一番下の段の三重郡3町の返還金でございますが、これは要介護認定審査会というものを3町と一緒にやっております。その負担金につきまして、概算でいただいておりますものの精算の結果、3町へ返還するものでございます。

それから最後に、債務負担行為についてご説明をいたしたいと思っておりますので、すいませんが、補正予算書(2)の146ページをごらんいただきたいと思います。補正予算書(2)の債務負担行為の説明を少しさせていただきます。4件の債務負担行為についての期間と限度額設定をお願いするものでございます。表の一番上の事業につきましては、介護保険料の納入通知書の印刷封入費でございますが、これは平成25年度の介護保険料の確定の賦課及び納入通知を6月に約7万件を発送するために平成24年度中から準備をするために平成24年、25年を期間として、195万円を限度額として債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、2段目の段が要介護になる可能性のある方の二次予防事業対象者の把握事業と申しまして、そういった65歳以上の方々約5万8000件に調査票を発送するため、これは4月に発送いたしますので、その準備期間として平成24年度中から契約等を行いたいと思っておりますので、その24年、25年を期間として、970万円を限度額として債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、3段目でございます。これは緊急通報システムと申しまして、心臓等に疾患のある方などで低所得者の方々がひとり暮らしで何か緊急に通報が必要になったときにはボタンを押したりすることで看護師等が常駐するコールセンターと連絡ができて、協力員に連絡したり、場合によっては救急車等を呼ぶというシステムがございます。これを25年4月の更新時期に伴いまして、その準備のために24年から既に準備に入っているもので、期間

と債務負担行為限度額をお願いするものでございます。

最後に表の一番下でございますが、これは事務用機器、コピー機のリースでございます。これにつきまして更新を迎えますので、その期間と平成24年から29年までと債務負担行為限度額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

樋口博己委員長

説明は以上ですね。

それでは、議案第94号の平成24年度一般会計補正予算（第5号）とあわせて平成24年度議案第99号の四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての委員の皆様からの質疑をお願いしたいと思います。

山口智也委員

じゃ、一つ、一番最初の地域支え合い体制づくりの資料3ページの件についてお伺いします。

今回富田地区と中部地区、また新たに救急医療情報キットの導入ということでございませけれども、これまで最初は大谷台ですとか橋北地区、みゆきヶ丘から始まって、福祉部のこの地域支え合いが昨年度と今年度ずっと広がってきまして、ほかにも市民文化部の地域社会づくり総合事業補助金で行っている地区もございませ。また、危機管理室のほうで地域地区防災組織活動の補助金として使っている地区もございませして、さまざまなところ、またここで広がってきているわけですがけれども、福祉部さんだけにお聞きするのも何なんですがけれども、こういうふうにならずと広がりを見せてきているということに対して、どういうふうはこのことを考えられるか、聞かせてください。

村上福祉総務課長

委員にご紹介いただきましたように、私ども昨年度から今年度、今回の補正もお認めいただければ9地区で実施いただくということになります。私どもの補助金は高齢者、障害者等を中心として、いわゆる各地域で地域の支え合い、新たにそういった体制をつくっていただくという趣旨で地域のほうにもご紹介させていただいて、地域のほうでもそれで受けとめていただいております。また、防災とか地域社会づくりの観点から、そうい

った趣旨から地域でその趣旨に沿って整備を進めていただく地区もございますけれども、これは私どもが進めております地域福祉の中の自助・共助の部分で、本当に非常に重要な部分かなと思います。

それぞれの地区がこういった形で防災の切り口、また福祉の切り口ございますけれども、そういう中で地域福祉という部分で自助・共助という部分が広がっていくかなというふう
に思っております。

山口智也委員

いろいろな切り口でというお話なんですけれども、やはりこれだけ広がってきますと、市内にこういったニーズがあるんだと思います。前回でも申しましたし、中森委員のほうからも全市的にやったらどうやという内容のことも言っていただいたように、やはり全市的にちょっと庁内を超えて議論していただいて、全市的に統一したものをつくっていくという方向をひとつ検討していただきたいと思うんですけれども、そのことについてはどう
でしょうか。

村上福祉総務課長

私どもの補助金につきましては、これは本当に県の補助を受けてやるということで、県のほうに確認しておりますけれども、一応、今年度切れるということでございます。ただ、市民文化部、また危機管理室のほうでは継続して補助が実施されるようにも聞いておりますけれども、まず、私どもは今回できるだけ地域の声を吸い上げて、配備していったというふうには、やはり県のほうとも協議する中で、上からの押しつけと申しますか、こちらから用意してそれを配るという形じゃなくて、できるだけ地域の中でそういった体制をつくっていただきたいという趣旨があって、私どもの補助制度につきましては、そういう形で取り組まさせていただきました。

ただ、他の地区も含めると、かなりの地区にこういった形で本当に身の回りの自助・共助にかかわるような形は整備されておりますので、ひとつの検討課題というふう
に受けとめさせてもらっております。

山口智也委員

多分、これだけ広がってこちらで把握しているだけでも、四日市市内のかなりの地区に

広がってきていますので、例えば消防本部からするとある地区とない地区と本当にこれまではあそこの地区はあるなというのは把握しとる程度だと思っんですけれども、これだけ広がってくると本当にまだら状態で、やっている地区とやっていない地区と出てくると。そうすると防災の観点ですとか消防緊急の観点からも、非常に危険というか、まずい状態にあると思いますので、ぜひとも全庁的に検討していただいて、統一的なものをつくってもらうように強く要望させていただきます。

以上です。

樋口博己委員長

コメントよろしいですか。

他の委員の皆様。

中森慎二委員

認知症のグループホームのことでちょっとお尋ねしますが、3カ所整備の予定が2施設の選定となったという減額補正なんですけど、説明にもあったのかもわからないけど、聞き漏らしたのでもう一度確認したいんですけど、これは3カ所の応募があったけれども、厳選して2施設にしたのか、2施設しか応募がなかったのか、その辺は改めて聞きたいんですけど。

服部介護・高齢福祉課長

応募は3カ所以上ございました。それぞれの圏域ごとで申しますと、北圏域1カ所、中圏域1カ所、南圏域3カ所の応募がございましたが、厳選した結果2カ所の選定となった次第でございます。

以上でございます。

中森慎二委員

それはどうしてですか。

服部介護・高齢福祉課長

選定する段階、その以前から決めておりましたが、やはり利用者の方の安全・安心を一

番大事に考えると、それぞれ事業者の提案について精査をさせていただきました結果、一つにはその箇所ががけ条例と言って、崖地に隣接するようなところでちょっと危険性があつたというところ、それから、防災上でスプリンクラーもつけて、準耐火でもない木造であるにもかかわらずスプリンクラーをつけないという計画であつたり、それから、これはもう一つよくないことかも知れませんが、自己資金が全く用意されていなかったという問題があるケースでございましたので、一番には利用者の方の安全を考えて、2ヶ所分については次年度に送らせていただいたというものでございます。

中森慎二委員

そこら辺が説明の全く欠落していると思うんだよね。だから、まず言えば5施設応募があつたわけですか。じゃ、それはやっぱり出してもらって、何が選定の枠から外れる理由だったのかというのは、せっかく3カ所に予算を組んでいるということは、認知症のグループホームは整備を急いでほしいわけじゃないですか。スプリンクラーの話云々もあつたけど、それは指導して変えられなかったのとか、そこら辺のところは全くわからないわけですよ。だから、あなたたちも減額すればいいということだと思っているというふうに僕らは見えるんだけど、その当初3カ所予定していたところが、どうして3カ所の選定ができなかったのかという説明には全然なっていないと僕は思うんだよね。そこら辺はちょっと改めて資料で出してください。

それから、2施設はどこの特殊法人で、どこに整備されるんですか。ここもそうだし、障害者のグループホームもそうなんだけど、そういうことも情報として入っていないですよ、この中に。わからないじゃないですか、これ、どこに整備されるの。

服部介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課長の服部でございます。

まず、北圏域の1カ所につきましては羽津地区に、これは富田地区で今、既にグループホームを運営していただいています四季の郷さんという株式会社のところが羽津地区に1カ所整備をいたします。

それから、南圏域につきましては河原田地区に高砂ライフケアと言って、これは市外でグループホームを運営してみえる方が今回選定をされました。

以上でございます。

樋口博己委員長

補足説明ですか。

水谷障害福祉課長

中森委員のほうから障害のグループホームの整備箇所ということでございました。この2カ所につきましては、まず1カ所のほうは社会福祉法人わかたけ萩の里が貝家町のほうに一つ整備をいたします。もう一つにつきましては、社会福祉法人四日市福祉会が別名のほうに整備をいたします。

以上でございます。

中森慎二委員

それちょっと改めて大至急資料で出してくださいよ。それともう一つ、認知症のほうで聞きたいんだけど、これ、財源が全て3540万円、県支出金ですが、市の補助金って全くなかったんではたっけ、これ。

服部介護・高齢福祉課長

当初からこの県のメニューを使って、このグループホームの建設費補助をするということとございました。

中森慎二委員

そこら辺ってというのは、市も補助をして進めるという考え方というのはないんですかね。当初のときに言われた話だったかもわからないんだけど、この障害者のグループホームは750万円ずつという県市の一般財源も含めてしていますよね。それからすると、県で出してもらうからもういいわみたいなのところが見受けられるんだけど、そこら辺の考え方というのはないんですか。

服部介護・高齢福祉課長

当初予算を作成する段階でいろいろ検討はさせていただきました。特別養護老人ホームですと、以前は割合で申しますと、この3540万円というのは大体6000から7000万円ぐ

らの建設費につきまして約半分ぐらいが補助金で賄われるというふうなことで、特別養護老人ホーム等につきましては、もっとそれ以下のことでございますので、今回グループホームにつきましては県の補助金を使っただけということで、ほかの施設に比べても補助の割合は高いだろうというふうな判断のもとで、それだけということでさせていただきました。

以上でございます。

中森慎二委員

当初に上がっていないので減らしようがないんだけど、でも、その四日市における認知症のグループホームは、僕が指摘したように少ないですよ、施設も枠もね。だから、ふやしていかなきゃならないという背景からいけば、ちょっと今後、そういうところら辺の市単独の補助というものも考える必要があるんじゃないかと僕は思うけれど、そこら辺はどうなんですか、これに関連しての話ですけど。

服部介護・高齢福祉課長

平成25年度につきましては、当初今回も募集をさせていただきますして、この予算も議会の議決を得て有効になるというものでございますが、私どもグループホームにつきましては、半分以上の補助がありますので、それで何とかいけないかなというふうに思っているところでございます。現在のところ市単独補助ということは考えていない状況でございます。

中森慎二委員

いや、それはわかっているのやけど、ふやしていくという作用を働かせるためには市の一般財源から多少なりとも補助をふやしていくという考え方があっていいんじゃないかということ聞いた。そういう考え方があるかないかと聞いているの、ないならいって言ってよ。当初予算のときにまた言うわ、来年度の。

服部介護・高齢福祉課長

平成25年という要求は既に終わっております。ですが、現在のところ今年度と同じというふうな形で今、査定をしていただいているものでございます。

以上でございます。

平成25年度につきましては、今年度と同額を補助させていただく予定であります。

以上でございます。

中森愼二委員

それは平成25年度も変えないと。政策的にそういうふやしていくための補助金は、市単独で一般財源は投入していくという考え方もないと、そういうことやね。

市川福祉部長

現状、募集数を上回る応募がございます。もしこれが募集を行っても応募がない、また、そういった状況でうちの3カ年の計画、3カ年で9カ所ふやしていくという計画にもし支障が出るというような事態になりましたら、これはやっぱり政策的な議論を行いまして、予算措置をしていく必要もあろうかと思いますが、現状におきましては、順調に手を挙げていただいている、ほかの建設費補助に劣るものではないということで手を挙げていただいているというふうに認識しております。

樋口博己委員長

これ、すいません。もし見込みとしていろいろな状況で今回3カ所が2カ所になりましたけれども、3カ年で9カ所できるという見込みがあるというお考えですか。それだけちょっと確認させてください、すいません。

市川福祉部長

今回選定されなかった1カ所につきましては、平成25年度に1カ所分ふやして公募をかけておりますので、3カ年で9カ所という目標は堅持してまいります。

石川勝彦委員

今、中森委員のほうから質問があって、いわゆる認知症のグループホーム、障害者のグループホーム。障害者グループホームと認知症グループホーム、ニュアンスが違うけれども、片方は2施設の選定となったためとある。一つのほうは採択が2セットになったということですが、この説明はなかったんで、貝家と別名がということですがけれども、採択と

ということは不採択もあったのか。片方のほうは2施設の選定となったということは、たくさんいろいろあったけれども、選択をして選定をしたという、その辺のニュアンスが一緒だというふうには思うんですが、障害者グループホームのほうの採択の内容について、結果2施設になったという、その辺の3も4も5もあってそのうち2なのか、あるいは3のうち2なのかというこの辺のところのこと。

それから、14ページのちょっと聞き漏らしたんですけれども、内容について利用の増加などによりという「など」というところの説明があったのかなかったのか、ちょっとわからないので、その辺のところを聞かせてください。

水谷障害福祉課長

障害福祉課長、水谷でございます。

説明不足で申しわけございませんでした。障害者グループホームの採択につきましては、2法人3施設の申請がございました。わかたけ萩の里が2施設、四日市福祉会が1施設の計3施設でございます。そのうち県のほうでそれぞれ1施設ずつ、1法人につき1施設ずつ、計2施設の採択となった次第でございます。

それから、利用者の増などという説明をさせていただきましたけれども、利用者の増イコール施設はかなり新設の施設がふえておること、それから、ご説明申し上げましたけれども、報酬改定がされたこと、地域区分加算というのが別途算定されることになったこと、そういった事情によるものでございます。

以上でございます。

石川勝彦委員

そうすると利用の増加などというのは、利用の増加により云々ということで、あとの今の説明にしないかんわけですよ。利用の増加などというと増加の中に入ってってしまうので、ちょっと誤解を招くような理解をせざるを得ないところが出てくるのかなというふうに思いますし、それから、もう一つの障害者のグループホームのほうは、1法人につき1施設というのは、県のほうで決めているわけね。

水谷障害福祉課長

特に県のほうで決めているわけではございません。県のほうでは三重県下全体でおおむ

ね8から10カ所ということでございますので、年度によっては1法人につき2施設認められる場合もございます。

以上でございます。

樋口博己委員長

確認ですけれども、先ほど中森委員からの質疑の中で資料請求がございましたが、早急にということでしたが、いつ資料としては提出いただけますか。

中森慎二委員

選定しているわけですから、それはあると思うので……。

樋口博己委員長

今日中に出ますか。

服部介護・高齢福祉課長

選定の結果というふうなことでよろしゅうございますでしょうか、こういった基準ですて幾ら、何点でということ、事業者名は伏せさせていただきますけれども、出させていただきます。

樋口博己委員長

水谷課長はよろしいですか。

水谷障害福祉課長

障害のほうも出させていただきます。

樋口博己委員長

早急に提出をお願いしたいと思います。

では、他の委員の皆様。

豊田政典委員

説明が悪いですよ、全般的にね。だから、3人の方に関連して聞いているんですけど、地域支え合い体制づくり、この情報キットは前も議論したのにこれはどうなったという説明もないし、それから、予算を一旦通ったやつを減額するということは、その重みがわかってないというか、議会が審議をして予算をつけたわけです。それをいらなくなったから減らすということなんで、それをきちんと説得するその姿勢が感じられない、なんか形式的でね。そういうのを変えてほしいなと冒頭に言いつつ、地域支え合いのほうは最初はちょっと細かい話ですけど、今回は富田地区58万5000円じゃないですか。資料の4ページのやつで、富洲原のときは73万5000円だった。この違いはなぜなんですかというやつ、金額にして。

山口委員が言われたし、前も議論になったように、増えてきているので。全市的に呼びかけて予算をつけたらどうだという議論もされましたけど、これが受けとめないという答えなのかどうかわからなかったんで、受けとめるのか受けとめないのか、それから、前回出たのに検討したのかしてないのか、その辺あわせてお聞きします。

村上福祉総務課長

まず、1点目の金額の件でございます。富洲原と今回の富田地区でございますけれども、大体、カードを入れる筒ケース等については消耗品でございますので、金額に大差はございません。基本的にはやはり世帯の数で変わってくるというふうに積算上でございます。それから、山口委員関連の受けとめるかどうかということでございますけれども、関係部局と協議をいたしておりますので、今後してまいりたいというふうに思っております。

町田福祉総務課長補佐

富洲原と富田の違いなんですけど、富洲原は救急医療キットに加えて、カード入れパスケース、カード、避難したときに首から下げてくるようにみたいなカード入りパスケース、あるいは非難時に持ってくるパスケースのほうもあわせて購入しておりますので、その分、金額に差が出ております。

豊田政典委員

そうすると中身が違うんですね。富洲原のほう在世帯は少ないもんね。そんなことになっちゃうと、申請どおり認められていくと、提案によって同じことをやろうとしてでも中

身、内容は違ってくるわけですよ。そんなことも考え合わせると、やっぱり広がってきているのであれば差がないほうがいいのか、一番いいやつを普及させたほうがいいのか、うんですよ。だから、今、先行してやっているところがやってないことを新たに提案があったらそれをつけ加えるとか、そんな議論も必要だと思いますから、私も今、山口さんが言われたように全市的な検討というのをぜひやってほしいなということを言っておきます。

それから、障害者グループホームのほう、やりとりありましたが、簡単な質問ですけど、3施設あって二つだけ金がついたと。その二つは誰がどうやって決めたの。

水谷障害福祉課長

三重県のほうで選定審査会がございまして、そちらのほうでの選定でございます。以上です。

豊田政典委員

理由は。

水谷障害福祉課長

基本的に三重県全体で8から10施設の選定ということでございまして、四日市市、北勢圏域につきましては四日市枠で平成24年度は予算配分上2施設という結果でございました。以上でございます。

豊田政典委員

2になった理由じゃなくて、結果的に3から2が選ばれたんでしょう。それはどういう理由で二つが選ばれたのかということ。

水谷障害福祉課長

とりあえず1法人で2施設の申請でございましたので、とりあえず1施設のほうを整備をし、そこに入居者が入った段階で2施設目のほうを採択の方向に向けて検討していくということでございます。

豊田政典委員

そういうふうに県から説明があったんですね。

水谷障害福祉課長

電話でのやりとりでございますけれども、そういった事情でございました。

豊田政典委員

そういうことも説明してくださいよ。さっき言ったようにせっかくつけた予算がつかなかった。つまり減らされるんだから、なぜそうなったかと。その中身はどうなのかということですから、そのあたりは丁寧に説明していくように変えてください。

それから、認知症のほうですけど、しゃべっているうちに忘れてきたんですけど、その説明の中で6月から8月の間に募集したのが幾つかあって、選定は2しかなかった。ところが、引き続きやっていくんで既にもう問い合わせがあるという話でしたよね。ということは、既にあるやつというのは間に合わなかったのかということなんです。それが県の何か締め切りがあって、どうのこうのと思うんですけども、簡単に。

服部介護・高齢福祉課長

今回この選定を行いました平成24年度整備の事業でございます、3の募集をしたけれども、2しか選定できなかった。今現在応募があったと申しますのは、このような施設につきましては建設が伴いますので、本来同一年度でやるというのはなかなか難しいもので、平成25年度の事業所を現在の募集をしておるといふ段階でございます。

以上でございます。

すいません、今現在応募がございますのは、平成25年度に整備をするという事業所を今募集しておりまして、幾つか問い合わせがあって、そしてもう既に1事業所につきましては応募がありましたということでございます。

樋口博己委員長

よろしいですか。

他の委員の皆様。

小川政人委員

11ページで2つ、富田と中部地区とで中身が違うんだけど、中身に対しての指導とかそういうのは……。

村上福祉総務課長

指導ということはしておりませんが、いわゆる救急医療情報キットについては、こういったセットがありますというのは、それぞれ入れるときに各地区へは周知をさせてもらっております。ただ、私どもといたしましては、その中で地域がどう取り組むのかということは、地域の自発性に任せて取り組んでもらっております。予算の範囲内であれば、県と協議して認められればそういう形で整備をいただくという形になっておりまして、標準的なもの、これにきなさいという形での指導は行っておりません。

説明は以上でございます。

小川政人委員

ここまでやりますよとか、できますやんか。例えば、富洲原はカードまで入れとったとか、カードからハンカチまで中部地区にはやるやんか。そのほうがいいですねとかそういうこともやらんと、あんたら勝手にこういうメニューがこれだけあって、どのメニューを使ったほうが、どういうものを使ったほうがより市民にとってとか地域の人にとっていいですよとか、そういうのはやらん。金さえ県からもろうてきてあげればいいというのか、一つのこういうもの含めて同じことやる、そこで予算はこれしかなかったという話と違うんで、ひょっとしたら同じ内容のものが使えればそれで良くなるし、それがいや、そんな余分なものはもう要らんのやという地域の声ならいいけど、一声かけるだけで済みますやんか、ハンカチつけて、安心カードというのもできますよという、それだけするだけの話やんか。

それをして、そんなの要らんわという選択があるなら、それはそれでええと思うんやけど、そうではないやろ。

村上福祉総務課長

委員おっしゃるように、今回の事業の取り組みの中で、いわゆる事業の周知ということについて配慮もしてきたつもりでございましたけれども、今、委員のご指摘のように考えてみますと、もう少し、これは各団体に直接ご案内もさせてもらっておりますし、地区市

民センターの館長会の場合であるとか、いろいろな場でこの事業の趣旨はご説明させていただきましたけれども、今、考えますともう一步、委員のおっしゃるように私どもとしてより事業が円滑に進むようなアドバイスができたのかなというのは反省しております。

以上でございます。

小川政人委員

反省して……。

樋口博己委員長

すいません、マイクのスイッチを。

小川政人委員

それが市の役目と違う、市の職員の役目と違うの。あんたらの一番大事な仕事やん、いろいろなところの情報を集めて、どれが一番いいものができるかというのをあんたらの、そのための市の優秀な職員に高い給料払ってやっ取るんやで、これは県と話に行って、同じような事業で二つあって、片一方の中身と片一方の中身と大分違うんでやさ。ちょっと声ぐらいかけてやらな、中部は人が住みいいというこれも認められる可能性がありますにとかいうことぐらい、声かけぐらいできたやろなと思うんやけど、次から気をつけてもろうたらええわ。

それから、もう一つは保育園の臨時職員をふやすというのがありましたやんか。臨時職員の22人やったか、7400万円で22人、給与として三百何万円ぐらい。これ、保育園の仕事って結構えらい仕事やろうと思うんやけど、正職やと幾らぐらいの賃金で、かなり差があるわな、ボーナスもあるし、退職金とか考えると。僕はいつも役所がおかしいと思うんやけど、臨時やったら高く払わんとあかんのと違うの。都合のええときだけ使うんやで。

そうやろ、自分の手が足らんようになって困ったときだけ助けてもらうんやで、本当やったら高く金払うて、そのかわり長く雇わんとかボーナスありませんよとか、都合のええときだけ使うんやけど、役所の全体の考え方は臨時職員は責任ある仕事せんでとかいうて安く、臨時という名前が正しいのかわからんぐらいずっと臨時という名のもとに雇用を続けるんやけど、そこら辺の考え方、特に保育園の先生なんかは同じ資格を持って、同じ責任の範疇での仕事をするわけよな。その考え方、どうしてこんな安いか。

伊藤児童福祉課長

臨時保育士の賃金が今、1時間1040円ということで、平成25年度のほうは金額のほうを決めさせていただいております。一般行政職の事務補助の方の賃金単価と比べますと、やはり資格を持ってみえるということで、高い設定にはなっております。ただ、近隣の市町の賃金の単価なんかも兼ね合いもございます。また、民間の保育施設のほうに正規の職員以外に臨時の職員もかなりたくさん活躍いただいておりますもので、公立の保育園の臨時職員の賃金単価と民間の職員の臨時単価との兼ね合いというのもございます。いろいろその辺も踏まえまして今後、人事当局とも協議をしてみたいと思います。

小川政人委員

だから、民間のとかよそのとかというんじゃなくて、四日市の正規の保育士の人たちの賃金と臨時職員の賃金との差というのは、明白やんか、この辺、倍ぐらい違うかもわからん。同じ資格を持って同じ職場で同じように働いてるのに、その差があるということやな。それを市が民間とも比べてというけどさ、本来、四日市市がリーダーとなってそういう臨時の人たちと正規の職員の人たちとの給料の余りにも格差をな、直していくほうが、市が先頭に立ってやっていかなあかんと思う。経費節減はようわかるけど、そういうものとは違うと思っとるもんで、そこの考え方を直していかんと、言ったやん。臨時で都合のええときだけ人を頼むんやったら、高くても当たり前なんやって。

こういう表を見とると、年々保育を必要とする子供たちはふえとるわけやな。そうするとその臨時職員の中からまた正職にとかいう、それは試験があるんやろうと思うけども、どういう考え方でしていくんか。また、一から正職は正職、別の考え方でやっていくのか、そういうのもきちんと考えていかんとあかんのと違うかなと思うんやけど、どう考えておるのかな。

樋口博己委員長

小川委員、すいません、少し福祉部長が市民からの寄附の件で、ちょっとその関係で2時から受け付けるということでしたので、すいません、休憩させていただきまして、2時15分から小川委員の質疑から再開をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

14 : 00 休憩

14 : 17 再開

樋口博己委員長

休憩前に引き続きまして、再開をしたいと思います。

それでは、小川委員の質疑に対して答弁をお願いしたいと思います。

市川福祉部長

小川委員からかなり重たい課題をおっしゃられたわけなんですけれども、賃金の考え方につきましては、福祉部だけではなかなか決めにくい点もございます。ただ、やはりクラスを持っている保育士については、全員正職員にしていきたいということで、人事の配置につきましては要望を重ねております。ここ数年15人前後の採用を続けていただいております。

あと、現在も臨時で働いている方が試験を受けて正職になっていただける場合もあるんですけれども、四日市市の場合、受験年齢に制限がございます。ある一定の年齢になりますと、受験資格を失いますので、そこらあたりで何かもうちょっと臨時職員さんの経験を生かす道がないかどうか、福祉部としては考え方を整理させていただいて、人事部門のほうにも申し入れをしていきたいというふうに考えます。

以上です。

小川政人委員

だから、資格を持った保育士でも看護師でもそうなんだけど、資格を持っている臨時で、資格ある人を都合のよいときだけ雇うということの考え方じゃなくて、ただ単に正職減らして臨時で回していく、それが人件費を抑制するという考え方で財政もおるんやったら、それは大きな間違いであって、資格をきちんと持っている人を自分のところの都合のいいときだけ仕事をしてもらうという思いでいくと、もうちょっとそういう看護師とか保育士さんとか学校の教員とかそういう部分についてはもうちょっと待遇をきちんと考えてあげることが大事やと思うもんで、ぜひ部長のほうから財政のほうにそういう待遇をきちんと

やるように、特に保育士の人たちの待遇を福祉としてはそういうふうにしてもらうことやな。

あけぼの学園のところもそうやけど、先生でもそうやろな。きちんとした待遇を持ってやっていかんと、正職員でやれないんやったら嘱託とかいう話になるんやろうけども、やっぱりきちんとしてそういう人たちの待遇を考えていかんと、事業がうまく進んでいかない。

ちなみに姫路市は4人正職のお医者さんやったと思うんだけど、そういうことも考えないと事業ができていかへんで、ぜひお願いをします。

石川勝彦委員

これ、古いんですけど、もう15年も前の話ですけども、今の小川委員の関係ですけれども、正職は40万で、臨時は13万、仕事の内容は一緒、そして、今、当時でも百十数名にわたって臨時で同じ仕事をして責任の所在はどうかいったら責任もあるという重い仕事を、園長と同じ仕事をやっておったということを今、引きずっておるわけですよ。もう今に始まったことじゃない、ずっと昔からなんですよ。

だから、一生懸命言うてきたけれども、一向に変えようとしないうままで今日に至っています。だから、今、小川委員しっかり言うていただきましたけれども、しっかり受けて、一遍に変えるということは難しいと思いますから、これから昔のその十数年前の時代と違うと思います。もう加藤市長の時代からずっとですから根が深いわけです。それを断ち切るということは難しいと思いますので、こういう機会に少しでも改善できればというふうには、もうこれ以上言うたって、福祉部長、福祉の関係者に言ったところで始まりませんもんね。

一生懸命に総務部長や市長たちに言うてきましたけれども、一向に見直そうとされない。加藤さんもそうだった、井上さんもそうだった。ずっとそういう傾向で来ていますので、どうぞひとつ臨時であれ何であれ大事に、預かった子供を対象にして保育をやっていただくんですから、大事な存在です。子供も大事だけれども、保育士も大事です。どうぞその辺ひとつ考えて、しっかりと意見を、しっかりとメスを入れていただくように、これだけお願いしておきたいと思います。

以上。

樋口博己委員長

よろしくお願ひします。

他の委員の皆様、よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、採決へといきたいと思いますが、討論のある方はよろしいでしょうか。

中森慎二委員

休憩中でもその資料は出ないんですかね。

樋口博己委員長

服部課長、資料はどうですか。

水谷課長のほうは資料はどうですか。

水谷課長、障害者グループホームのほうは、今、コピーがいつていますか。そうしましたら、この資料に関しましてご質疑ございましたら。

中森慎二委員

落ちたところは、ペけのところの法人はいいにしても、丸のところの名前はちゃんと出すべきじゃないの、これ。何か支障があるの。

服部介護・高齢福祉課長

すいません、先ほど私も口頭では申し上げましたが、これはそのままのやつを持ってきてしまいましたので、申しわけございません。ちなみにとおりましたところ、羽津地区の法人名は株式会社四季の郷と申します。「四季」は四季折々の四つの季節の、郷は「郷」でございます。

樋口博己委員長

河原田のほうは。

服部介護・高齢福祉課長

河原田のほうは高砂、高砂町の「高砂」、これは実は出身の方ですが、高砂ライフケアという会社でございます。

中森慎二委員

Bのところ、別に三重だから僕は言うつもりじゃないです、そんなつもりで言うんではないんやけど、評価のコメントのところ、防災上の配慮は十分だと思われるところなのが見られず残念に思いますと書いてあるんやけど、だから、僕が言ったように例えば改善指導した上でもできないので落ちたということなのか、三つの枠の予算があるわけだから、何とか三つのところが採択してもらえような努力は、理事者のほうとしてはこれで行っているんですか。防災上の配慮は十分だと思われるところが見られず残念に思いますって、こんなコメントはないじゃないの。

市川福祉部長

申しわけございません。これは私もチェックが行き届かず申しわけありません。この三重のところ、崖地のところ、ちょっと設計変更していただいても、危険が完全に払拭できないということで、この場所ではということで、この方にもお伝えをしております。また、三重地区内で場所を変えてチャレンジするというようなご意向というふうにお伺いしております。

中森慎二委員

ちゃんと精査して出し直したらどうですか。例えばBの部分は背景が崖傾斜地のところに建設することはだめだということが理由なんでしょう。書いてあることと違うのや。

服部介護・高齢福祉課長

申しわけございません。確かにその部分だけが目立ってしまいましたが、先ほど私が申しましたように、防災上スプリンクラーがついていないということが1点ございます。それから、自己資金をちゃんと用意してもらおうよというふうなことを留意事項としてお願いをしてございましたが、それも全部借り入れという形で本人さんが言われませぬには、絶対自己資金みたいな要らんのやとそんなこともおっしゃられましたので、それではち

よっとだめだろうということで、公募という観点でなかなか提出をいただいてから変えるということは難しい面もございましたが、その辺のところはどこがいかなかったということは重々後で法人さんには申し伝えをいたしまして、来年度頑張っても、実はこの時期に一生懸命探していただいています、応募をしていただくということでお話し合いはついでございます。

中森慎二委員

Bでいったら防災上の面での整備計画の熟度が十分でないと思われるところが見られ、残念に思います。これはくどいようですが、そういうところを改善する余地はないですか。それならのっかるじゃないですかという話にはならなかったわけですか。

市川福祉部長

今回の募集は北圏域、中圏域、南圏域それぞれ1カ所ずつという募集でございました。南については競合いたしまして、3カ所のうちから1カ所ということでございます。北のほうは基準点に達しましたので、こちらが1カ所で1カ所の選定。中のほうは基準点に達せず、採択ができなかったということです。

中森慎二委員

それじゃ、冒頭の説明と違うじゃないの。南の3カ所は初めから1カ所へ絞るという考え方があったんだといたら、説明が違うじゃないですか。今の部長の説明でいけば、北、中、南で1カ所ずつだから、南は3カ所だから1カ所に絞ったという話じゃないの。

服部介護・高齢福祉課長

私、そのように最初冒頭では説明させていただいたつもりですが、3カ所、南圏域で1カ所、それぞれ中、北1カ所でございますので、南はたまたま3カ所ございましたので、1カ所の選定に終わったというふうなところでございます。

中森慎二委員

そうしたら、Bだけが中圏域だけれども、条件が合わなかったからだめだったというのは、そういうことなんですか。

服部介護・高齢福祉課長

はい、そうでございます。Bがちゃんと基準を満たしていただければ、完全に選定の対象になったということでございます。

中森慎二委員

だけど、何も認知症型の形でいけば、南にも、日永に2カ所というのはあれかもわからないけど、南圏域の中でもそれは別に構わなかったんじゃないですか。

服部介護・高齢福祉課長

そのところについても議論はいたしました。ただ、南圏域では25年度ございませんもので、その次のときとか時期を見越して、私どもが計画を立てている年度で計画をされている法人さんもございましたので、計画どおりにいかないとはかの法人さんがやりたくてもやれないという状況が出てくるかと、そういう懸念もございましたので、今回そういった選択をいたしました。ただ、どうしても3年間で9カ所ということについては、重々承知をしておりましたが、3年間のうちの9カ所は整備をしていきたいというふうに思っております。

中森慎二委員

その3年間の圏域の制限はどうなんですか。

服部介護・高齢福祉課長

今年度24年度につきましては、計画では各圏域1カ所、それから、25年度につきましては、南圏域にたくさんありますもんで、当初中圏域1カ所、北圏域2カ所でございます。それから、26年度についてもまた各圏域に1カ所でございます。24年度の中圏域が今、選択、採択ができませんでしたので、平成25年度には中圏域2カ所を北圏域に生かすと。中圏域を1年スライドさせていただいているという状況でございます。

中森慎二委員

それ一遍資料で出してほしいけど、でも、その南圏域の話は24年、25年にずれだけの話

なら、同じ話じゃないの。その2カ所、24年にいったところでトータルとしてみれば同じ圏域の中で整備するという考え方になるんじゃないの、3年間の計画の中でいけば。今回どうしても南を1カ所に絞り込まなくてはならなかった理由にはならないじゃない。3年間で考えるということであれば。

服部介護・高齢福祉課長

確かにトータル的にはそうなってしまいます。当初の初年度でもございましたので、圏域ごとの計画に沿って選定をさせていただいたということでございます。

中森慎二委員

そんなに圏域にこだわることはないじゃないかと言っているわけ。たかだか四日市の領域の中で、入所型の施設じゃなく、通所するわけじゃない、ここは。何も1年のことで早いか遅いかだけの話で、3年間のトータルの中でこれだけ南で手がけてもらっているなら、早く整備できることと考えたらよかったんじゃないの。何かちょっとそこら辺のトータルの考え方が、よく理解できないところがあるんだけど、せっかく予算がついているものを。何かよくわからんですよ、市の考えていることが。

柳川介護・高齢福祉課管理係主事

事業計画の担当をさせていただいてまして、平成23年度にご議決いただいた介護保険事業計画の担当をさせていただいていました。

その中で、事業計画を策定するに当たって、国のほうが国の基本指針というものを示しておりまして、その中で介護保険事業計画を市町が立てる際に、国の基本指針にのっとって計画を立てなさいという指針がございます。

その中で市町村の介護保険事業計画については、今、ご議論いただいている認知症高齢者グループホームについては、市町村の介護保険事業計画の中で26年度の目標値を設定して、日常生活圏域の圏域ごとのバランスをとるように整備をなささいということを示しておりますので、それに基づいて、26年度までの3カ年の計画で整備数を置かせていただいて、介護保険料を設定させていただいているという背景がございますので、26年度までの介護保険事業計画における整備数は遵守していきたいと考えております。

中森慎二委員

三重県の圏域ならわかるって。尾鷲といなべではそのとおりでしょう。四日市です、200km²ですよ。国がどうこう言うことないじゃない、補助金1回分出してもらっているわけじゃない、このグループホームで、国が1円も出してないじゃない。四日市のシステムで考えていければいいんじゃないの、だからそれは。県の補助金はもちろんもらうわけですけど。

服部介護・高齢福祉課長

中森委員のおっしゃるとおりだと思いますので、今後選定をしていく段階では柔軟に対応できるように、これも県と調整しながら、私どものほうでできるだけ圏域を超えた形でも選定できるようにしていきたいというふうに思います。

中森慎二委員

ちょっとお願いしておきますが、来年度以降の選定に当たっての前提条件とそれから、応募にかかる評価を決定する段階においてもっと事前に明らかにして、そういうところをちゃんと我々にも連絡していただく必要があるんじゃないですかね。お願いできますか。

服部介護・高齢福祉課長

もう既に来年度応募は今行っておりますので、採択をする段階でまた議会のほうにオープンにさせていただきたいというふうに思います。

中森慎二委員

これももう一つ出し直していただくということをお願いします。

樋口博己委員長

資料はいつ出ますか。

中森委員、採決の後でもよろしいですか。では、あす朝一で提出をお願いしたいと思います。

服部介護・高齢福祉課長

わかりました。

豊田政典委員

今の話聞いてて、確認としてはD、E事業所については、その合格ラインを超えていたけれども、1個に絞った、そんな理解でいいんですか。

服部介護・高齢福祉課長

二つのうち一つは確かに合格ラインに達しておりました。

豊田政典委員

C、D、Eと三つ出てきて、Cともう一個が合格ラインに達していたけど、バランスがあるんで一個に絞ったという話ね。それは県からの指導があったんですか。県と調整してとさっき言ったように。

服部介護・高齢福祉課長

直接的な指導ではございませんけれども、介護保険事業計画をつくる段階で圏域ごとで何年度に幾つというふうな計画をこの事業計画のほうで立てておりますので、それに基づいてそういった採択をさせていただいたということでございます。

豊田政典委員

そんなこだわりでもないんですけど、仮に市内のバランスというやつを関係ないと中森さんが言われるように思いますが、仮にあったとしても3カ年で3、3、3と置くんでしょ。それがバランスだと思うんですけど、それが1年早まろうが遅まろうが、南が早く進もうが、バランスを欠くことにはならないと思うんですけど、そうじゃなくて仮に平成24年度は1、1、1がベストで、それが超えないようにみたいなルールを県との間で決めちゃったんですか。

服部介護・高齢福祉課長

これは私どものほうで計画に基づいてということで、市のほうで決めさせていただいたということでございます。

豊田政典委員

もう一個、その南圏域でDかEかわかりませんが、合格点を超えている事業施設がありますよね。それは25年度の扱いはどうなるんですか。

服部介護・高齢福祉課長

25年度につきましては、中圏域、北圏域で募集をかけておりますので、そこで出てくれば当然採択はされますが、南圏域での応募というのは基本的にできませんもので、そういった扱いになります。

豊田政典委員

もう一回言うて、南は何で募集しないの。

服部介護・高齢福祉課長

南につきましては、25年度はもう計画が一つもないということでございます。

8カ所のうちに既にもう5カ所、南圏域にございますので、私どもとしてはできるだけバランスよく配置をしていくというふうなところで、中圏域、北圏域で募集をかけておるということでございます。

豊田政典委員

私の理解がおくれていたのかもしれませんが、3カ年で9になると。既に5は、既に3、その辺をもう一回ちゃんと言うて。

服部介護・高齢福祉課長

今既に8カ所市内にはグループホームがございます。24年度から26年度までにさらにプラス9カ所を整備していこうというふうな計画でございます。それをそれぞれの年度に分けて、南にたくさんありますので、できるだけ北が少ないので、北のほうで整備をしていくように計画を。

樋口博己委員長

服部課長、現在ある施設の分布図とあと今後、24年、25年、26年の計画を圏域別で資料を出してください。

服部介護・高齢福祉課長

はい、わかりました。

議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算補正

歳出第3款 民生費

第2項 児童福祉費中児童福祉総務費委託料

樋口博己委員長

そうしましたら、豊田委員から保留という発言もありましたので、採決は保留させていただきます。いいですか。先に健康部との合同の審査の議案第94号の児童福祉費中の児童福祉費総務委託料について審査をさせていただきますので、その間に資料を作成してください。

それでは、議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）の家庭児童相談経費、児童相談管理システムにつきまして、健康部も入っていただきまして、福祉部と合同で審査を進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず説明をお願いします。

伊藤児童福祉課長

児童福祉課長、伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

民生費第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費の家庭児童相談経費、児童相談管理システムについてご説明をさせていただきます。

補正予算書のほうは32ページから33ページ、参考資料は15ページ、補正予算常任委員会資料のほうは5ページになっております。予算委員会資料のほうの5ページをごらんいただきたいと思います。

これは保護者の失踪や離婚などによる養育困難や虐待が疑われるなど、生活に課題のある世帯に対して、支援の強化を図る目的で相談記録などの児童相談情報を一元的に管理す

るためのシステム整備にかかる委託費でございます。

常任委員会資料の下段の参考というところを先にごらんいただければと思います。虐待等の児童相談につきましては、市民の皆様から通告や相談を受け、北勢児童相談所と協議の上、役割分担をしております。具体的な市の役割といたしましては、保護者の失踪や離婚、入院、不景気などで養育が困難な状況になり、虐待につながるおそれがある、もしくは虐待の疑いがあるケースで、緊急性が低く、比較的軽微なケースに対して、一般の子育てサービスや見守りなど身近な資源を活用した対応を行っております。

去る10月上旬、市で起きました事件のように明らかに虐待が認められ、立入調査や一時保護などの権限を発動するなど、市では対応が困難な専門的な知識と権限を必要とするケースにつきましては、北勢児童相談所が中心となって対応していただいております。

今回増額補正をお願いする理由でございます。先ほど申し上げました市が中心となっている相談支援のケースの記録でございます。現在、エクセルの表で作成いたしまして、そのものを紙の帳票で出力しております。地区別にあいうえお順に台帳管理をしておりますが、相談件数や発動件数が年々増加している状況でございます。その台帳作成などの業務に相当の時間を要しておるところでございます。また、離婚や再婚などで名字が変わったり、また、転居されたり住所変更が生じた場合、迅速に対応することが難しくなってきたところでございます。システムを導入させていただくことで、蓄積しております情報をデータベース化することができ、通報から相談支援の状況や課題解決に至るまでのさまざまな情報が即時に検索抽出することが可能となります。関連機関とより迅速な連携が行えるということにもなります。

また、台帳作成等の簡素化や福祉行政報告などの県や国への統計資料の作成業務などの効率化も図ることができます。

11月補正予算資料の追加分のほうをごらんいただきたいと思います。こちらのほうにこのシステムを導入することによって、今の現状が導入後どのように変わってくるのかということで一覧でお示しをさせていただきました。情報の管理、検索であったり、情報の共有化の強化であったり、今のその家庭への進捗の管理であったり、業務の効率化ということで挙げさせていただいております。

次に、参考資料15ページのほうをお願いしたいと思います。11月補正予算参考資料15ページをお願いいたします。中ほどの内容にありますように、システム整備の内容は情報を一元管理するソフトウェアとシステム稼働のためのサーバーの導入に現在対応中の約1700

人分の相談記録などのデータ移行作業をあわせまして、500万円の補正予算をお願いするものです。財源内訳といたしましては、全額県支出金となっております。

事務の効率化を図ることで虐待の未然防止に向けた相談支援活動などの取り組み強化を図ってまいりたいと考えております。また、委員長のほうから資料追加のご指示をいただいております。児童虐待の未然防止に向けた取り組みということで、本日お渡しをさせていただきました四日市市子供の虐待及び.....。

樋口博己委員長

すいません、机の上に置いて並べていただいている一番上に資料がございますので。四日市市子供の虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議等の活動というものです。

伊藤児童福祉課長

すいません、そちらのほうをごらんください。

児童虐待の未然防止につきましては、四日市市子供の虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を設置して虐待や虐待につながるおそれのある要保護児童の早期発見、適切な保護支援を行っておるところでございます。

このネットワーク会議の内容をこちらのほうの資料に示させていただきました。設置の目的といたしましては、今、述べさせていただいたとおりでございます。各会議につきましては、委員会議、推進委員会議、ケース検討会議の三つの会議を持っております。

次のページのほうに関係機関の構成した別図というのを示させていただいております。委員会議につきましては、構成機関の代表者による会議になっております。推進委員会議のほうは実際にご担当いただく実務者で構成された会議になっております。その中には、A部会、B部会と部会が二つございまして、A部会のほうは行政機関情報交換会として、要保護児童の把握であったり情報交換を定期的に行っております。B部会につきましては、啓発活動、地域連携活動を実施させていただいております。ケース検討会議につきましては、個別のケースに直接かわりを有している、持っている小学校であったり幼稚園であったり、そういった関係機関の担当者が随時集まりまして、個別具体的な支援方法を検討しております。

対象者の中には病気や困窮、離婚等、家計にさまざまな生活課題を抱えて見える世帯も多く、これら生活課題を改善するためそういった背景による問題点を共有し、自分のとこ

ろでできることをかかわりを持ちながら、役割分担をして支援をさせていただいております。

その他の活動といたしましては、地域子育てネット0～6会議への支援ということで、こちらのほうは関係機関や地域が未就学児童の情報を共有し、早期に育児支援を行うということで虐待等の未然防止を目指しております。

各地区の民生委員、児童委員の協議会のほうが主体となって、開催されておりました、そちらのほうに一緒に取り組まさせていただいております。そのほか助っ人出前講座ということで、こちらも地域のほうからのご要請に応じて、啓発活動等の講演を開催させていただいております。

その他として、気になる児童の実態報告であったり、北勢児童相談所との連携会議、そのほか職員のスキルアップ等の研修会なんかに取り組まさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

樋口博己委員長

説明は以上でございます。

それでは、委員の皆様からご質疑等をお願いしたいと思います。

中森慎二委員

このシステムの話ですが、これは全額県からの補助ですけれども、県の児童相談所とシステムが統一がされているものなんですか。四日市独自のシステムなんですか。それとこのシステムが四日市に導入されると、システム全体の情報端末はどこで誰がそれを使うことができるのか、入力はどこですか、そこら辺のところを教えてくださいませんか。

伊藤児童福祉課長

今回導入をさせていただくシステムは、パッケージのシステムでございます。基本的には各自治体が独自に導入をしておるシステムでございます。ことし県のほうでも全く同じではないんですけれども、児童相談所専用のシステムの導入がされております。このシステムを導入させていただきますと、そのサーバーのほうでデータベースの管理は行いますが、端末としては従来の端末、パソコンのほうにシステムを入れる予定をしております。

今の従来の端末のパソコンへの導入でございますけれども、家庭児童相談室を中心として導入を行っていく予定でございます。

中森慎二委員

だから、県のシステムとの連携というのはできるシステムなんですか。そういうことは県は望んでいない。四日市が勝手にやって、四日市の使い勝手のよいものにしてもらえばいいというシステムなのか。もう一つ、従来の端末がどこにどういう形で配備されて、情報がどこでどういうふうにとれるのか、あるいは情報のガードの部分もあると思うんだけど、そこら辺がシステムの的なものはイメージは何かないんですか。

伊藤児童福祉課長

サーバーのほうはIT推進課の電算室の中に設置をさせていただきます。特に個人情報を取り扱うシステム、個人情報で差をつけてはいけないんですけれども、大変シビアな情報を扱うシステムでございますので、外部からの職員の出入り管理であったり、外部からの通信回線での接続なんかもファイアウォールで守られた形での管理でデータベースのほうを管理するようにしております。

また、パソコンには従来のパソコンに導入するという中で、庁内のLANを通じた形であればパソコンへのソフトの落とし込みは可能でございますので、関係するところについてもそちらのほうで即時に見ていただけるような形で進めてまいりたいと考えております。

中森慎二委員

このデータはシステムができると家庭児童相談室の職員が入力をするわけでしょう。そのデータを使えるのはどこの部署なんですか。個人情報はもちろんわかるんだけど、それをどのように活用できるシステムなのかというのがよくわからないんです。例えば、健康部の健康づくり課とはどういうふうな連携になるのかとか、それと県のシステムとは一緒ではないというふうな話でもあったわけですが、それは児童相談所のシステム用のものなので、四日市市が求めているデータベースの部分とは違うニーズがあるんだろうとは思いますが、そこら辺のところは何も支障はないわけですか、四日市独自のものでいいわけなんですか。例えば県が導入したシステムで近いメーカーから考えてみるとか、そういうものでもないんですか。

伊藤児童福祉課長

今回のこのシステムの導入につきましては、安心こども基金という県の補助を活用させていただいております。そういった中で、四日市以外の市町につきましても導入を図られる市町がございます。中森委員のほうからのご指摘のところでございます。やはり今現在はなかなか個人情報といった部分で、直接システム間をつなぐということがなかなか難しい状況でございます。将来的にはそういったことがつなげられるということがあれば、やはりシステム間との同期ということも今後踏まえた上でやっていかなければいけないだろうということで、同じ業者のシステムを導入していきたいと考えております。

中森慎二委員

県と同じシステムのメーカーのものを使うということなんですか。それは先に言うてもらえばいいじゃないですか。

伊藤児童福祉課長

すいません、同じ会社のシステムは違いますけれども、同じメーカーのを使っていく予定でございます。

中森慎二委員

それは県から市町にも県からそういう意向が伝わっているということですか。

伊藤児童福祉課長

実際に三重県がどの業者のシステムを導入されるかということは聞いております。

樋口博己委員長

他市町はわからないということですか、指導は。

伊藤児童福祉課長

他市町の導入計画でも予定としてはお伺いしております。

中森愼二委員

ごめんなさい、もう一遍確認する。県から、できたら県が入れたシステムと同じメーカーのものを使ってもらったらありがたいですよという話があるんですか、来ていないんですか。四日市が自主的に同じメーカーのものにしようとしているわけ。

伊藤児童福祉課長

実際に文書等での要請はございません。ただ今後、カスタマイズであったり、部分的な修正作業であったり、各市町が単独で導入することでコスト的に非常にかかってくるという部分がございますので、コストパフォーマンスのことも考えて、まとまった形での導入ができると、そういったところの今後の経費の節減が図れるということで計画はしております。

中森愼二委員

県から文書では来てないけれども、口頭では来ているということか。

伊藤児童福祉課長

どこのメーカーのをお使いになれるということは聞いております。

中森愼二委員

そうすると……。

市川福祉部長

何かわかりやすいことがわかりにくく説明されているようで申しわけございません。実際に県のほうで文書でこのシステムを導入せよというような指令はありません。あくまで決定権は市町にあるわけですけれども、ただ、同じシステムを使ったほうが将来的に、もしデータの相互乗り入れとかそういったお話が出たときにはやりやすいであろうということで、うちといたしましては児童相談所が採用するシステムに近いものを採用させていただく予定です。今年度システムを導入する市町も全てそれを導入するというふうに聞いております。

また、個人情報の問題があって、今、いろいろとサイバー攻撃とか問題がございますの

で、すぐにそういう方向に行くかどうかはわかりませんが、将来に備えてそのようにしていきたいと考えております。ただ、先ほど課長が申しましたように、いろいろな法律改正等があって、記載内容、報告内容、厚生労働省に対する報告内容等が変わってまいりましても、各市町が同じシステムを使っておりましたら、修正をかけるときにその費用が割り勘といいたいでしょうか、市の人口等に応じて負担金方式でいけますので、そのあたりでコストパフォーマンスがよくなるという説明でございます。どうも失礼いたしました。

中森慎二委員

よくわかりました。後で言っていたシステム端末のデータを使える庁内の部署はどういうものなのかというあたりについても、もしあれば教えてください。

市川福祉部長

新年度に仮称こども未来部を予定しております。それによりまして母子保健、そしてあと、家庭児童相談室、あと発達支援、発達総合支援室、これは同じ課が所管することになります。それぞれそこに端末を置くことになると思います。プラスアルファ関係してくるところといえますと、教育委員会の支援を担当している部署も関係してまいりますので、これは協議の上システムを導入させていただくかどうかは決定させていただきたいというふうに思います。

以上です。

中森慎二委員

わかりました。またもう少し固まった時点でそういうネットワークの部分について資料として出していただけませんか。お願いします。

石川勝彦委員

このいわゆる事務の統一化ということで、このA3で見せていただきますと、理解はできるんですけども、相談支援活動の強化というようなことがここに濃縮されていると思いますけれども、どこまでこれが意見統一されていくのか。いつ機能するのかという、この辺は大変心配なんですよね。そして、しかも個人情報の保護という大きな壁がありますよね。ネットワーク会議がどういう機能を果たしていくか、そして、どういうふうに展開

になって、どのような形で虐待、暴力防止というものが改善されていくかという、この辺の最終的なところまでどういうふうに行くかという、機能するかどうかというのが心配なんですけれども、その心配は大いにあると思うんですが、いかがですか。

伊藤児童福祉課長

今回のシステムの導入とネットワーク会議との中というのは、直接的には関連がございません。あくまでもこの要保護児童の情報はネットワーク会議の中からいただいたり、市民の皆様からいただいたり、そういった活動の報告は今もいただいて、それをエクセルの表で入れておる状況ではございますけれども、それを管理する、現在ですと家庭児童相談室の管理方法をデータベース化していくという形のシステムでございます。

石川勝彦委員

管理方法のシステム化というだけでは大きな問題は解決しませんよね。だから、そちらの方向へ向けていくということになると、ただ、これだけでよしというものでなくて、これはスタートであって、これからの問題についてお尋ねしているわけですよ。だから、これは立派にできた、システム化が図られた、そして、それがどのように生かされるかということですよ。この辺のところはどのようにお考えですか。

伊藤児童福祉課長

この導入を図ることでまるっきり変わってしまうということはないんですけれども、実際に今まで事務作業に相当の時間を要しておったという部分が相談支援のほうに時間を割いて、そちらのほうを重点的にできるということで充実を図れると考えております。

石川勝彦委員

今までよりもよりスムーズに事が運ぶという理解をさせていただくことになるんでしょうか。それがシステム化ということによって、鬼に金棒のような捉え方をしなくちゃいかんのかなと思うけれども、そうは簡単にいくようなものではないと思うんですよ。根が深いと思うんですよ。その辺のところはシステム化、システム化と言うて、それだけで機能するのかという、今、全くそういうことが非常に何でもシステム化で通してしましますけれども、どんどん深いところへ入っていくんですよ。見えない部分がたくさんふえ

てくるわけですね、こういうことをすることによってかえって。

その辺のところは非常に大きい問題だと思うんです。それ以上は手つけられないというようにもあろうと思いますけれども、やはりやるからには県としてやるからには、四日市市としても最善の努力をしていただかないかんけれども、そのネットワーク会議が委員会等が3回も持たれて、持たれるけれども、果たして具体的にどうなのと、解決に向かってどういうふうに進むのというようなことが、結局、機能するかどうかと最終的になってくるわけですね。その辺は福祉部と健康部と一緒にしておられるわけですが、その辺のところをどういうふうに。双方ともにどのようにお考えでしょうか。先に福祉部長。

市川福祉部長

先ほど石川委員がおっしゃったとおり、システムだけで全てが解決するわけではございません。ただ、虐待とかいろいろなリスクを抱えた家庭というのは、離婚であったり転居であったりとか、いろいろその家庭状況が変わっていくということがございます。特に離婚を伴いますと姓が変わりますので、今までの手作業での検索ではなかなかその子にたどり着けなかったというようなこともあるというふうに聞いております。

今回のシステムを導入することで生年月日からの検索も可能になりますし、下の名前からだけでも検索が可能になると。さまざまな意味で一旦相談があったこと、それから、どこかで何かの事故なり事件があった場合につながりやすくなる。情報のつながりがスムーズになるという点では、一つプラスだというふうには思っております。

それに加えて今回県においても、今回の小林町の不幸な事例については検証が行われているというふうに県のほうからお伺いしております。うちのほうにも聞き取りがございました。県のほうの議会のほうでもやりとりがあって、もう少し早い時期に市に対して協力要請ができたのではないかというご意見も県議会のほうで出ているというふうに伺っております。

そういった意味で、これまで以上に人と人とのつながりをもって、やはり見守っていくということになりますので、民生児童委員の皆様にもこれは守秘義務というのが課されておりますので、個人情報とそれからあと協力、ここらのあたり考え方をしっかりこちらの福祉部としても持って、関係機関へ情報がきちんと流れ、そして、守られ、そこらのところに神経を使っていかなければいけないというふうに考えております。

中濱健康部長

健康部の中濱でございます。

健康部といたしましては、現在やはり保健、日々の妊婦さん等から乳幼児の問題を携わらせてもらっております。特に母子手帳の発行並びにこんにちは赤ちゃん事業ということで、生まれてから4カ月までの間にNPOさんと協働しまして、全戸に回るというような形の中で、保健に対しますそういうデータ、あるいは4カ月、10カ月、これは医師会との連携の中で開業の先生にもお世話になりまして、健診等をやらさせていただいている、そのデータを現在健康部のほうで集約もさせていただき、その中でやはり母親の問題、子供の問題につきまして、保健師と申します専門職がひとつその状況を把握しながら、母子ともに健全な形になるよう課題を抱えた母親、お子さんに対しましては早急な支援が行き届くような体制を現在やっております。

今回こども未来部という形で、新しく組織として子供の部分と健康福祉の部分が新たにできる部分、あるいは合体する部分が出てまいります。先ほど福祉部長申しましたように、事案に基づきますシステムをさらに効率的あるいは合理的に活用しながら、連携を一つの部、あるいは一つの部署の中で進めていける体制づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

石川勝彦委員

それぞれ部長のほうからお話を聞かせていただいたんですが、要するに情報が大変スムーズになるということはわかりますが、それを受けて立つソフト、単体あるいは守秘義務を持って対応していただく方、あるいは地域の諸団体の人も隠密行動にやらずにやらない部分、非常に大きいわけですね。そういうまさにソフトの部分のいかんによって、どっちを向いていくか。いい方向に生かすための手だてを情報によって得られるわけですね。それをいかにうまく生かしながらいい方向に持っていくという、これは非常に大変なことだと思うんですね。

だから、形だけつくられておって、ネットワークの骨組みだけあって、中身が乏しいというような状態では、それこそ血も流れていない、冷たい血が流れておるだけでは、これは何も効果がなさないわけですから、せっかく県下挙げてやるなら、本市としては一緒に

それだけにもっと真剣に取り組んでいただけるようなことを担当部署だけではなくて、市全体で考えていただかなくちゃいかん問題ではないかなというふうに思います。

以上です。

山口智也委員

関連で質問させていただきます。

10月のときに大変痛ましい事件があったわけでありまして、今回それを受けてのこの500万のシステム導入ということだと思えるんですけども、今回これをハード面、コンピュータの整備ということなんですけれども、部長の説明をお聞きしまして、このことも重要なんだなというふうには思ったんですけども、どちらかというところというのはもう少し後回しでもいいのかなということも思っています。その前に再発防止のための、先ほど石川委員もおっしゃいましたけれども、ソフト面で人的配置ですとか、そういったソフト面での問題はなかったのかというのを庁内でこれまでしっかり検討をまずしてきたのかどうかというところ辺からまずお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

市川福祉部長

今回の事件、非常に課題が大きい事件でした。この事件につきましては、健康部とともに双方の動き、情報共有のあり方についてしっかり検証はさせていただきました。

虐待防止ネットワーク会議の活動のところでも説明があったと思いますが、市が担当する部分と児童相談所が担当する部分、明確に分けられておりまして、市のほうは実際に虐待が疑われるといいましょうか、虐待予備軍といいましょうか、未然防止と発見のところが一番身近な自治体として期待される役割でございます。今回のケースについては、県外でもう既に虐待が行われている現場が目撃されているということから、当初から児童相談所かかわりケースということで、児童相談所からの情報提供はあって、こちらのほうから健康、例えば予防接種の状況であったりとかあるいは健診を受けているかであったり、そういった情報提供については協力をさせていただいておりましたけれども、それ以上の部分については児童相談所が月に1回訪問するという方針を決定されて、それに基づいて対応をいただいていたということなんです。

うちと健康部の間に対応のずれというか、そういうのは今回のケースについてはなかったというふうに認識しております。

山口智也委員

今回のこの事件に限らずなんですけれども、具体的にはその保健師の配置、人数が本当に今足りているのか、これまで足りてきたのかというところら辺に少し疑問があります。例えば、この予算常任委員会資料の5ページの中段の3番の の活動内容を見ますと、相談件数も平成22年から23年に急増しているわけです。活動内容もふえているわけです。しかし、その中で家庭訪問が789件から315件に半減以下です。そういうのを見ますと、本当に訪問、今回の虐待事件に関しても何かしらのそういう情報が入ったときに、しっかり保健師がそこにすぐぱっと行ける状況であったのかどうかということも疑問があります。

そのあたりの保健師が本当に足りているのか。また、福祉部と健康部がこれはそういう訪問事業とか先ほどいただいた資料でも家庭児童相談室にも家庭訪問がありますし、健康づくり課にも家庭訪問があります。こういったところら辺で連携をしていると思うんですけども、本当に保健師は今足りているんでしょうか。

中濱健康部長

この案件につきましては、夏の所管事務でも取り上げていただきまして、保健師における行政サービスの現状というところでも議論賜ったと思います。また、本会議でも議員のほうからも山本里香議員もしていただいたかなと思っていますし、基本的に現在、庁内に33名の保健師の資格を持った職員がございます。

その中でやりくりをしております、保健所だけではなくて福祉部門あるいは環境部門等々に保健師としての業務を担うために配置されておるのが現状でございます。その中で今、山口委員が言われる特に福祉部門につきましては、この家庭児童相談室には現在2名の保健師が、室長以下2名でございますけれども、配置されておるとというのが現実でございます。

また、それに合わせるわけではないんですけれども、母子衛生の関係の保健所のほうで担当しております保健師のほうは8名、係としては配置がされておまして、その中で健康づくり課という課の中にも他のところにも保健師が配置されております。山口委員ご指摘のように、地区担当を持ったり業務上それぞれが連携しながら業務を遂行させていただいておるのが実情でございます。特に先ほどもお話ししましたように、乳幼児の5カ月までの全戸訪問には人数が足りませんので、NPOさんをお願いして、その中で課題を抱え

ておるお子さん等が発見されれば、その部分について報告願って保健師が対応しておるとか、いろいろなやりくりをしながら現在来ております。

いろいろ数字からご指摘しますと、先ほどの33が多いか少ないか、足りているのかいないのかという話になりますと、なかなかばしっと言い切れる部分はございませんが、確かに十分ではないとは認識をしておりますして、毎年新規の採用方を人事部門にも依頼して、確保に努めておるところでございます。

以上でございます。

山口智也委員

石川委員もおっしゃいましたけれども、このシステムを500万円で、それで終わりではいきませんし、今回の事件を受けて、これで一区切りというふうにしては絶対いけないと思います。そういった人的な配置についてもしっかり予算をつけていていただきたいと思います。

それとあともう一点ですけれども、児童相談所等のシステムを今後同じシステムでというお話も先ほどありましたけれども、人的な交流という部分でもこれから検討していかなあかんと思います。児童相談所の職員が四日市のほうに配置をされたり、四日市の職員が児童相談所に配置されたりという交流も必要かと思うんですけれども、現時点ではそういうのは今はないわけですね。

市川福祉部長

現時点ではございません。

山口智也委員

これだけ虐待件数が急増している現状ですので、人をどこに置くか、人をどう交流させていくかというのも、これはちょっと考えていく必要があると思いますので、ぜひとも庁内で検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

土井数馬委員

石川委員や山口委員がおっしゃることと同じなんですけれども、このシステム導入につきましては結構なことだと思います。ただ、この2番のシステム導入の効果とあるわけで

すが、課題解決に至るまでのさまざまな情報、迅速に検索云々とあるわけですが、いろいろなことが出てくれば、迅速に対応していかないかんわけですね。今まで書類だけでやっていて、それがこの間の事件と関係するのかわかりませんが、どんどん案件がふえてくる、迅速に対応していかないかん。

そうすると先ほどから出ておりますように、人的な対応、マンパワーは今まで以上に多くなるし、さっきの家庭訪問にしてももっと件数はふえてくるだろうし、こども未来部になりますと、大人と子供の対応が分かれるわけで、先ほどの保健師のことで大人の対応と子供の対応に分けてくるんだらうと思いますので、その辺部長やりくりではもう済んだらうと思いますので、財政あるいは人事のほうへ頼んでいただけるのかわかりませんが、システム導入の効果が必ず形に出るような形で導入を進めていく、対応をしていくことが僕は必要じゃないかと思いますので、これはお願いをしておきます。意見でよろしいです。

豊田政典委員

この予算案の受けとめ方が山口委員と違うというか、皆さんの議論を聞いてまた僕はわからなくなっただけですけど、500万円のそもそもの資料とか説明だけ見ていると、事務効率化のためにパソコンを導入するんだという説明じゃないですか。それはそれで理解できるんですよ。理解できるけれども、そうであるならばこのネットワークもあるし、いろいろなところに情報共有できるようなシステムにすべきだとか、あるいは児童相談所と同じ共有できるようなシステムという発想にいくじゃないですか。で、中森委員とかやりとりありましたよね。

という流れで議論がきていたんですけども、そうじゃないよと。小林町事案がもとになってそもそも言ってますけど、安心こども基金というのは今年度急について、各自治体は同じシステムで恐らくというのが導入されている流れなのか、どっちなのか。

市川福祉部長

小林町事案が発生して、安心こども基金という流れではございません。

豊田政典委員

だとすれば、説明が余りにも事務効率化に限定されているので、それならだめだらうと

いう議論がありました。僕もそのとおりだと思うんですよ。例えば人的ネットワークがあるけれども、これを入れても、それぞれのこの行政内部だけでもどうもデータは共有できそうもないと。そういうことを考える必要はあると思うし、また、行政の中ではありますが、県との児童相談所とのネットワークをつなげるという議論が必要になるんじゃないかと思うんです。システムだけ考えても、人的はとりあえず置いて、データ共有という意味から。そんなことじゃなくてたまたま安心こども基金というものがあつたもので、のっかるよということですよ。自治体の中でも聞きませんが、導入しているところもあればないところもあるんですよ、紙のところも。そういうことじゃなくて、引っ越したりして共有したほうがいいんだらうなどは僕は素人考えで思いますが、そういうネットワークづくりを県単位でデータ共有の議論をするのが当たり前じゃないかなと思って、この予算案からちょっと発展して聞いたり考えたりしたんですけど、そういう議論にはなっていくべきだと思うんですが、どうなんですか。

市川福祉部長

県の単位でということになりますと、四日市主導でというのは難しいんですけども、問題意識としては、やはり情報の共有というのはございます。ただ、やっぱり情報流出のときのリスクが高いということもあって、慎重には進めなければならないというふうに思います。ただ、意見交換会というのは県単位でございますので、そのあたり四日市が出席いたします会議で、また問題提起等はしていきたいというふうに考えております。

豊田政典委員

その答えではちょっと弱いなと思うんですよ。何度も言うように紙で管理するよりはパソコン管理したほうがいいに決まってるし、それが遅いけれども、このことは評価します。それでいいでしょう。でも、それでは足りないよということでネットワークをつないだほうがいいのか、あるいは人的ネットワークのほうも重要であるという議論に発展しているわけで、あくまでも紙をパソコンに変えるだけだよというのはたまたま金が500万円もらえたからというだけじゃないですか。そういうことじゃないだろうということを言っているわけですので、僕の受けとめ方はね。

それは県の全体の指導では無理だとか、そんなことはわかってるんで、四日市市が主導的に発言をして、そういうことを言えばいいんじゃないの。こんな金だけもらうことばっ

かり言っとらんと、この際一緒にやろうぜ、それはセーフティーネットは当然必要ですよ。人間同士でも必要なんだからパソコンにネットをつくれればいいだけの話で、個人情報についてのということです。

中森慎二委員

だったら結局、豊田さんのおっしゃるように県が予算を丸々出すんなら、もっと主体的に同じシステムの中で市町村間でも共有、転居したときでも情報のやりとりができるようなフォーマットを県がもっと言ったって僕はいいと思うんですよ、そういう意味ではね。だからそこら辺が県もお金を出すんで、どこら辺でするのかよくわからんけど、本来、必要な助言としてリーダーシップをもっととらなあかんのと違うかなと僕は同じ金を使うんならね。

豊田政典委員

僕は県が一番悪いとは言いませんが、県がしっかりせよと思いますが、ここは市議会なんで四日市からも声を上げてくれということをお願いしたいですね。

市川福祉部長

先ほどの小林町の件もありましたし、前に桑名市の件もありました。ということで県の児童相談所挙げまして今、いろいろな検証を行っているというふうにお聞きしています。その中には当然、市町との連携という部分が大きくクローズアップされてくることと思います。うちとしてもその結果を待たずに自分のところでやれるべきところについては、きちんとやらせていただく。ここのところは当たり前の話ですので、市のシステムをきちんとこのいわゆるコンピュータシステムだけではなく、人的つながりのシステムについてもきちんとやらせていただいた上で、県に対しても言うべきことは言わせていただきたいというふうに思います。

以上です。

樋口博己委員長

よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、児童福祉費中児童福祉総務費委託料につきまして、採決をとりたいと思います。

それでは、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ありがとうございます。本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第2項児童福祉費中児童福祉総務費委託料について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

樋口博己委員長

そしたら委員の皆様は1時間半たちましたので、10分休憩しますので、3時40分から行いたいと思います。健康部、引き続きしますのでよろしくお願いします。

15:30 休憩

15:43 再開

樋口博己委員長

それでは、休憩前に引き続きまして再開をしたいと思います。

では、健康部に入りたいと思います。

では、健康部長、一言ご挨拶をお願いします。

議案第105号 四日市市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める

条例の制定について

議案第106号 四日市市専属薬剤師設置基準を定める条例の制定について

議案第118号 四日市市旅館業法施行条例の一部改正について

議案第120号 四日市市食育推進会議設置条例等の一部改正について

中濱健康部長

健康部でございます。今回は付託議案4本、予算常任委員会の分科会として議案を1本上程させていただいておりますので、この後説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

加藤健康部次長

健康部、加藤でございます。

付託議案第105号、106号、118号及び120号につきまして、一括して説明をさせていただきます。説明はこちらの提出議案参考資料のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

まず、議案第105号四日市市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例の制定、及び次のページになりますけれども、議案第106号四日市市専属薬剤師設置基準を定める条例の制定について。この2件につきましては、いずれも国の第二次一括法によります国の義務づけの見直しに伴いまして、従来は法律等で定められておりました基準につきまして、市の条例で制定しようとするものでございます。

まず、3ページの議案第105号でございますけれども、これは従来、厚生労働省令で定められておりました食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を市の条例で定めるものでございまして、その基準につきましては、3ページの2及び3に記載のとおりでございます。施行期日は25年の4月1日を予定してございます。

次の4ページをお願いいたします。

議案第106号につきましては、従来医療法で定められておりました診療所における専属の薬剤師の設置基準を市の条例で定めるものでございまして、そこにございますように、医師が3人以上勤務する診療所に当たっては、専属の薬剤師を置くという内容でございます。施行期日につきましては、平成25年4月1日でございます。

続いて飛びまして、11ページをお願いいたします。

議案第118号でございます。四日市市旅館業法施行条例の一部改正についてでございます。まず、法律の題名が障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更されまして、さらに次のページになりますけれども、第5条に条項ずれが生じることから、その整合を図るためにこの条例の一部改正をお願いするものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

議案第120号四日市市食育推進会議設置条例等の一部改正についてでございます。今回の組織機構の見直しに伴いまして、関係する規定を整備するものでございまして、まず、(1)でございますけれども、健康福祉部の設置に伴う庶務担当部局の変更でございまして、食育推進会議設置条例、保健所運営協議会条例及び感染症の審査に関する協議会条例で定めております庶務担当部局名を健康福祉部に変更するというものでございます。

次に(2)の保健所に保健センターを設置する規定の削除でございまして、組織機構の見直しに伴いまして、従来保健所健康づくり課で所掌しておりました健康相談、健康診査等の事業をこども未来部こども保健福祉課及び健康部健康づくり課で所掌することになることから、保健所設置条例のうち保健センターの設置に関する規定を削除するというものでございます。

続いて、(3)四日市市保健所運営協議会の変更でございまして、これも組織機構の見直しに伴いまして、地域保健に係る事業が保健所のほか他の部局においても所掌することになりますことから、名称を保健所運営協議会から地域保健運営協議会に変更しますとともに、協議会で審議する事項につきまして、より明確にするため下記に記載のとおり変更するものでございます。施行期日はいずれも平成25年4月1日を予定してございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

樋口博己委員長

それでは、委員の皆様からご質疑をお願いしたいと思います。

石川勝彦委員

議案第120条号ですね。これ、(3)の運営協議会のということで、地域保健運営協議会ということですが、前々からお話ししておりますけれども、県の保健所から市の直轄の保

健所になったということを、やっぱり市民にもっともっと身近な存在にしていていただくための手だてはたくさんあるかと思います。そのことについて、この中にも書いてありますが、お医者さんは予防医学の部分は全然触れられない。だから、保健所がやはり健康を保つためにはどうするかということ、この辺をしっかりともっともっと市民を近寄せるというか、市民に近づいていってもらうこともあれだし、ぐっと引き寄せることも大事だと思うんですが、その辺のところは保健所に期待するものであろうと思います。

それから、今も言いましたけれども、健康についての情報提供ですね。もろもろの例えば生活習慣病等の詳しい情報を市民に周知をしていくということ、確かに情報は氾濫しております。何がいいのかわからないというようなことも非常に多いです。その辺をバランスよく食育という分野で言えば、脂肪、たんぱく質、炭水化物、ちょっと余談ですけども、最近の食堂の食事をちょっと食べておきますと、御飯とうどん、御飯とそば、いわゆる炭水化物ばかりなんですね。決していいことではないわけですね。

こういうこともバランスよくということは、炭水化物ばかり食べとったらあかんというようなこともしっかりと四日市の保健所としてPRをしていただくという、そういう意味での四日市市保健運営協議会としての役割を十分果たしていただくように、名前が変わったら中身も変わるということでぜひともお願いしたいと思います。

それから、ちょっと前段、先ほど保健師が不足しているということの話がありましたが、既に議員団でみんな知っていることなんですが、三重県下の中では一番保健師の少ない町四日市ですね。この辺のところ、人事のほうに働きかけて云々ということですけども、確実に保健師をふやしていただかないと、今言ったようなこともなかなかしにくいし、期待することができないと思います。その辺のところをどうかひとつ、くれぐれもしっかりと前へ進めていただくようお願いしたいと思います。

それから、議案第105号の衛生検査施設、この辺のところは人材、人脈といいますか、それぞれそろっておることかと思いますが、どうぞしっかり常に機能を果たしていただくようお願いしたいと思います。この辺のことについても知る人ぞ知る、そして関係ない人は知らないというようなことであってはいかんわけです。四日市の保健所ではこういうこともしておりますということもしっかりPRしていただく。ということは、しっかりとライセンスを持った方々が大いにいろいろな形で活躍していただく、一隅を照らしていただくという存在を市民に示していただくような形のものにしていただく。この辺もしっかりと市等の条例で定めることになっておるわけですから、その辺をしっかりと踏まえて

進めていただくようお願いしたいと思います。

意見として申し上げておきます。以上です。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、他の委員の皆様。

(なし)

樋口博己委員長

そうしましたら、この付託議案につきまして、採決を行いたいと思います。

それでは、先ほどそれぞれで採決をとらせていただきましたが、確認いたしましたら一括して採決をとってもいいということでしたので、健康部の付託議案、議案第105号四日市市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例の制定について。議案第106号四日市市専属薬剤師設置基準を定める条例の制定について。そして、議案第118号四日市市旅館業法施行条例の一部改正について、そして、議案第120号四日市市食育推進会議設置条例等の一部改正について、一括して採決をとらせていただきたいと思います。

以上の議案につきまして、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

[以上の経過により、議案第105号 四日市市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例の制定について、議案第106号 四日市市専属薬剤師設置基準を定める条例の制定について、議案第118号 四日市市旅館業法施行条例の一部改正について、議案第120号 四日市市食育推進会議設置条例等の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第2条 債務負担行為補正（関係部分）

樋口博己委員長

そうしましたら、続きまして予算常任委員会教育民生分科会に移りたいと思います。

議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第2条債務負担行為補正（関係部分）につきまして、審査をしたいと思います。

それではまず、説明をお願いしたいと思います。

加藤健康部次長

健康部次長、加藤でございます。

説明はこちらの11月補正予算参考資料のほうで説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

44ページでございます。

樋口博己委員長

こちらです。11月補正予算参考資料です。

加藤健康部次長

補正予算書のほうにつきましては、補正予算書に、これの11ページになります。よろしいでしょうか。では、説明させていただきます。

議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第5号）のうちの健康部関係分について説明をさせていただきます。

補正の内容といたしましては、債務負担行為の追加ということでございます。現在、食品衛生検査場につきましては、県の四日市庁舎を借用いたしまして、業務を行っておりますけれども、食肉センターの隣接に土地を確保しまして、そこに食肉検査部門の施設を整備し、26年度からの供用開始を予定しております。それに向けて25年度早々には工事の契約を締結する必要があるということから、今年度内に入札の準備を進めたいということで、今回債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

債務負担行為の限度額といたしましては、2億5720万円でございます。期間は平成24

年度から25年度までということでございます。

説明は以上でございます。

樋口博己委員長

説明ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご質疑をお願いしたいと思います。

中森愼二委員

これって、工事契約を結ぶための債務負担行為という認識だと思うんですけど、基本設計も終わって工事契約できるまでの図面もできているのに、何でこんなのか資料が出てきとらん。どんなレイアウトになるんですか。食肉センターとどういう連携がとれるようになったという位置関係になるの。債務負担行為はわかるけれど、これで契約行為に入るわけでしょう。委員会にも何も説明されていない、中身について。

樋口博己委員長

休会中で資料が出ていましたですかね。ちょっと説明をお願いします。

加藤健康部次長

11月の休会中の協議会におきまして、この施設の概要について今回11月定例会議会で債務負担行為の補正を上げさせていただくということの前段ということで、概要説明をさせていただきました。それで施設につきましては、1階部分が事務室、職員の更衣室、研修室が主な施設内容となっております。2階部分が各検査の部屋ということになっておりまして、全体で鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ床面積は680㎡ということで考えております。建物の位置につきましては、敷地の西南端を予定しておりまして、食肉センターに近いところというふうなことで、計画をしておるところでございます。

以上です。

樋口博己委員長

資料をコピーして用意していただけますか。

ちょっと今、手元資料が中森委員にお渡しいただいて、見ていただけませんか。

中森愼二委員

僕、ちょっと、あんまり認識なかったんやけど、議案として上がったのなら別につけていてもよかったんじゃないの。

樋口博己委員長

その資料をちょっと……。

中森愼二委員

これはこの食肉センターから出た肉を検査場の機能として検査するわけですけど、その検査物をスムーズに連携する部分はどこに行くの。そういうのは何もありませんか。検体を運ぶのはどうやって、せっかく隣接しているんやけど。

古川食品衛生検査所長

古川でございます。

食肉検査について少し説明をさせていただきます。屠畜情報に基づき、獣医師の資格を持った屠畜検査員が、解体処理をしている作業の中に入り込んで、一頭ずつ検査をします。そこで例えば肉眼で判定ができないものについては、保留措置をとって、検体を採取してきて、この施設でもって微生物とか病理学的に検査をします。

それから、もう一つは今やっていますBSE検査です。それについても現場にいる検査員が検体をサンプリングしまして、この施設へ持ち帰ってそこで精密検査をして結果を出すと、そういうふうな形態になっております。

樋口博己委員長

よろしいですか。

他の委員の皆様、よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

そうしましたら、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

議案第94号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第2条債務負担行為補正(関係部分)につきまして、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第94号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第5号)、第2条債務負担行為補正(関係部分)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

樋口博己委員長

それでは、健康部の審査は以上でございますが、その他として所管事務調査ということで、もし何かございましたら。

(なし)

樋口博己委員長

よろしいでしょうか。

そうしましたら、これで健康部の審査を終わりたいと思います。

理事者の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

そうしましたら、あす朝10時から病院をしまして、その後、福祉部の資料を出していただいて、採決を進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。最後に教育委員会ということで。

それでは、きょうはこれで教育民生常任委員会を終了させていただきたいと思います。
あしたは10時からよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

16 : 05 閉議